

第百二十八回
参議院商工委員会會議録第四号

平成五年十一月九日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

十一月八日

辞任

村田 誠醇君

補欠選任

西野 康雄君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

中曾根弘文君

沓掛 哲男君

真島 一男君

谷畑 孝君

井上 計君

委員

倉田 寛之君

齋藤 文夫君

下条進一郎君

野間 越君

吉村剛太郎君

一井 淳治君

西野 康雄君

峰崎 直樹君

薬科 満治君

山下 栄一君

横尾 和伸君

小島 慶三君

古川太三郎君

市川 正一君

熊谷 弘君

久保田真苗君

国務大臣

通商産業大臣

国務大臣

(経済企画庁長官)

政府委員

経済企画庁調整局長

経済企画庁調査局長

通商産業大臣官房長

通商産業大臣官房総務審議官

通商産業省貿易局長

通商産業省基礎産業局長

通商産業省生活産業局長

特許庁長官

中小企業庁長官

中小企業庁計画部長

事務局側

常任委員会専門員

説明員

労働省職業安定局雇用政策課長

坂本 哲也君

小野 博行君

本日の会議に付した案件

○特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(中曾根弘文君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

昨八日、村田誠醇君が委員を辞任され、その補欠として西野康雄君が選任されました。

○委員長(中曾根弘文君) 特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○倉田寛之君 リストラ法案、俗にそう呼んでいるわけですが、その法案の質疑に入ります前に三、四、現下の経済状況について経企庁にお伺いをいたしたいと思います。

私が申し上げるまでもなく、最近の我が国の経済は依然景気の低迷が続いております。今年度の第一・四半期のGNPはマイナス二%、景気動向指数は一致、先行とも七月まで三ヶ月連続で五%割れとなっております。中でも消費支出、百貨店販売あるいは自動車新規登録台数等消費関連の指標は軒並み前年比マイナスを続けております。一口で言いますと、大変な消費不況であるわけでありまして、

これに対して政府は、昨年から三度にわたりまして経済対策を決定して実施に移してきたところでありますが、なかなかその効果が実感あらわれない。これは一体何が原因なのか、この点について経企庁長官の御所見を伺いたいと思っております。

○国務大臣(久保田真苗君) 確かに、特に今回の不況の特徴が個人消費の低迷であるということとはまことに事実でございます。これにつきましては、実際パブの影響等によりまして企業収益も悪く、所得の伸びが低いと、そういった一連のことがあると思われます。しかし、数度にわたって経済対策を打ってきた。確かに、昨年の八月から三十九兆円に上る追加の対策を打っております。そして、この対策の効果が全くあらわれていないというところではないかと思っております。

例えば、一―三ヶ月、四―六ヶ月のQEの政府投資の数字をごらんいただきますと、それは効果が出ていて、よく思っているところではないかと。足元におきましては、公共事業者の統計等を見ましても関連指標が総じて堅調に推移しておりますし、その中でも住宅投資というのは非常に高水準で推移してきておりまして、これが一つの下を支えているという効果がござります。そして、例えば四月の追加対策、それから九月の追加対策、これについての本格的な影響はまさにこれから出てくるところでございまして、私どももこれを一日も早く実現していくことを願っているわけでございます。また、こうした政府投資の波及効果、あるいは金融システムの安定性の確保という措置を考慮いたしますと、一連の対策がこれまで相当な効果を発揮しているものと思っております。

しかし、おっしゃいますように、八月以降も循環的な要因のほかに資産価格の下落と、それが好転しておらないという状況でございますので、民間の需要の低迷が続きまして、その上に急激な円高等がござります。その中で、経済全体として見れば、対策の効果が速やかに発現されていないというところは否定できないというふうに思っております。今後とも五年度補正予算、それから九月の経済対策、これをぜひとも高水準で確保してまいりたい、努力してまいりたいと思っております。

また、住宅投資につきましては、金融公庫の申し込み状況を見ますと、非常に住宅関連の需要が強く、この効果が着実に発現してくるかと考えております。

○倉田寛之君 長官にお答えをいただいたのでありますけれども、今回我々が直面している大変な不況というのは戦後最大の不況であろう、こういう受けとめ方を私はすべきだと思っております。そこで、ただいま私が御質問申し上げたのはその原因になつてゐるものは何か、こう申し上げたんですが、

答弁の中で具体的に示されないんですが、例えばこの不況というのは単なる循環不景気ではない、構造不景気、重層不景気の様相を呈しつつある。それでは、その原因は一体何かというところ、ストック調整という意味からいえば四つあるだろう。

一つは、設備投資。在庫調整をやってきたけれども、この調整がなかなか思うように進まない。それからもう一つは、やはり家計だと思ふ。一千兆円の預貯金があります。日本の主婦は、本能的に雇用不安であるとかさまざまな状況を踏まえた中でこの家計の消費の支出というのに対してストップがかかっている。

それは背景もあるんですよ。長官は御存じかも知れませんが、三千八百世帯と言われる中でもう既にカラーテレビは一世帯二台の普及率であるし、あるいはその世帯の八〇%の中で自動車は一・五台であるとか、あるいは北海道を除いて八〇%の世帯層の中でクーラーは一・五台だとか、そういう家庭における必要な耐久消費財その他もろもろというのはもうキャパシティを超えている。こういうことで家計がやはり停滞している。

それからもう一つは、金融機関の不良不動産。一説には三十兆円云々と言われますけれども、私はいろんな資料を拝見すると、これは百兆円ぐらいに簿価でなるんじゃないか、こういう感じがする。

さらには、株。

この四つのストック調整が極めて停滞をしているというところに大きな原因がある、こういうふうにも思っておりますが、長官の御所見はいかがですか。

○国務大臣(久保田真苗君) おっしゃいますように、四つのものが停滞しているというところは、確かに在庫調整も今回の月例でやはりこれが停滞しておるということでございますし、また家計につきましては、一連の耐久消費財、従来型のものにつきましては、確かに買い換え需要があるという

程度のそういう時代になってきているということだろうと思えますから、新規のいろいろな分野が開発されるということを持つ、そういうトレンドが一方にあると思えます。

しかし、これはもとをたざれば、不況そのものの原因というよりは一つの移り変わりという一種の構造的な変化でございまして、それにかわるものとして、先日の緊急経済対策におきまして私どもは住宅及び住環境というところに着目をしていくわけでございまして、この面が実現されてまいりますと新たな耐久消費財への需要というものが起こってくる、つまり波及効果を持つという産業であるというふうにも思っているわけでござい

ます。また、金融の不動産不良債権でございすけれども、公式には十三、四兆というふうに言われておりますけれども、確かにこれはもっと多いものであろうということも言われております。この面につきましてはやはり必要な償却等を怠り得るもの、あるいはこれを十分にやっていかなきゃ……

○倉田寛之君 長官、申しわけないけれども、私の質問にそうかそうでないか、やはり同感に思うとか思えないとか、そういう視点でお答えください。

○国務大臣(久保田真苗君) はい、おおむね同感でございす。

○倉田寛之君 この論議は後ほどまた時間を見ながらさせていただきますと思うんです。

そこで、私は経済企画庁の経済運営について、二お尋ねをいたしておきたいと思ふんですが、その第一は、経済運営の判断材料となる景気指標は早く二カ月おくれ、特に景気判断の重要な指標としておられる景気動向指数についても、先行指数ですら二カ月程度の先行性しかありませんね。発表が二カ月おくれでありますから先行指数の意味をなさないと言われてもいたし方ありません。こうした指標に基づいて経済対策を打ったところで手おくれたと言われても仕方がない、こう実は

思ふんです。

もう少し現在の景気判断に有用な指標の確立に努めるべきではないか。経済企画庁の内部におきましては長期先行指標の開発のための検討を行っているというところは耳にいたしているところでございますが、ぜひ検討だけではなくてこれの実現を期すべきだ、こう実は思ふのですが、長官いかがですか。

○政府委員(土志田征一君) お答えをいたします。まず、経済の現況の判断をどういうふうにしていくかということでございます。

景気動向指数、DIをお取り上げただいて大変ありがたいわけでございますけれども、私どもはこれだけではなくてさまざまな、例えば通産省で作成されております鉱工業生産統計とかそういったもの、あるいはさまざまな業界の方のお話とか、そういうことをもとにいたしまして毎月月例経済報告というものを作成しております。そういうことでできるだけ最新のデータに基づいて最善の判断を行うよう努力しております。ございまして、今後ともその点では努力を続けたいと思っております。

同時に、DIにつきましても、確かに先行指数は山に對しましてはかなり先行性があるわけでございしますが、谷の方は二、三カ月ということ、ちやうど指標が出るまで二、三カ月ということがあります。またまた足元と同じぐらいでございす。それではもう少し先行性の判断に不十分ではないかとというようなこともございまして、先生御指摘のように、何か一年程度先行性があるような指標がでないかどうかということで勉強をしているところでございまして、なかなかこれが一本の指標としてうまくまとまるかどうか、今後とも努力を続けたいというふうに思っております。

○倉田寛之君 それでは、努力を続けていくということとはわかるんですが、実際の問題としてそういう実現に向かつて自信がおりになるんですか。

○政府委員(土志田征一君) これは専門家の方々

の御意見も伺いながら進めていくことでございしますが、指標ができるかどうかというのは、今自信があればすぐできるわけでございしますが、一生懸命努力をするということに進めたいというふう

に思っております。○倉田寛之君 この点は経済企画庁そのものの役割というところにかかわってくるわけですから、単に検討し努力するというだけではなくて、経済企画庁は今日たまたま二十一世紀に向かつていかなる役割を果たしていくべきかという視点に立つて最善の努力をなすべきだ、こういうふう

に思ふんですが、長官いかがですか。○国務大臣(久保田真苗君) 確かに、先行性の指標というものは今本当に大事で必要を感じております。それで、来年度の概算要求におきましても新たな景気分析指標の開発という形で要求を出させていただいておりますし、ぜひこれはもう優先的に確保させていただきたいものだと思っております。努力してまいります。

○倉田寛之君 次に、二つ目は経済企画庁の景気判断であります。いろいろな論評を拝見しますと、どうも認識が甘いのではないかと。六月の段階で景気はこれ以上悪くはならないか、いわゆる底入れ宣言を行ったわけですね。その後の状況では、底入れどころか底割れではないか。月例経済報告などを拝見いたしました。回復に向けた動きに足踏み」との表現がなされております。とてもそんな状況ではないのではないかと。

このことから感じられますことは、とかく経済企画庁は、こう申し上げると失礼でありますけれども、デスの上でデータ主体で物を見ているが、データは景気の一部をあらわしているにすぎません。これは完全とは言えないわけでありまして、もっと現場に踏み込んでよく見る必要があるんではあるまいか、客観的な景気認識、敏感な景気認識のための努力をもっと払うべきではないか、こういう感じを私は強く持つわけであります。長官いかがですか。

○政府委員(小林博君) 今委員御指摘の六月の底

入れ宣言後の問題でございすけれども、確かに六月の段階で、在庫でございすとか企業の業績判断あるいはマネーサプライの動向等々で改善の兆しがあったわけでございます。その後の動向といふことについていろいろ御指摘がございましたけれども、冷夏・長雨、あるいは本年二月以来の円高の動向等が非常に経済の足を引っ張っておるといふような状況でございまして、経済の認識は非常に厳しく考へておるわけでございす。

経済企画庁といたしましては、データそのものをもろろ重視しておりますけれども、そのほかに補足的な意味で幹部を地方に派遣いたしました。あるいは各種業界の要路の方にもお出ましいただきまして種々の御意見などを徴しつつ経済の現状判断に努めておるつもりでございす。

○倉田寛之君 余り納得できる答弁でありませんが、先へ進ませていただきます。

三つ目は、私はやはり日本の経済の骨格という表現が正しいかどうかは別にして、一口で言いますと、日本経済というのは土地本位経済だと思ふんです。金融についても、担保をとる際にはやはり土地を中心に考へられています。ところが、バブルの崩壊によって資産価値が低下をしましてはふやせない。金融機関自体も膨大な不良債権を処理できないままである。いまだに経営体質の改善を優先していかなければならない。したがって貸し出しも慎重にならざるを得ない。幾ら金利を低下させても資金の貸し出しが盛り上がりがない一つの原因になっていることも、私は現実だと思ふんです。

現在の土地税制はバブル時代のものでありまして、不動産の売却益に高額な税金が課せられています。企業がリストラを行うために売却をしたくてもちゅうちょせざるを得ない、こういうことから考へていきますと、政府の政策の整合性といふものはいささか疑問に思わざるを得ません。この際、土地についての流動化を促進して取引量の拡大を図ることが景気浮揚につながるのでは

なからうか、現行の土地規制はバブル期の緊急的措置であつたわけですから現段階では役目を終えたと考へるべきではなからうか、こういうふうには思ふのですが、長官、こういった言についてどのように受けとめられますか。

○政府委員(小林博君) 委員御指摘のように、土地の取引量といふものは、バブル期のときと比べて、件数においてもあるいは面積においても現時点で相当減つておるといふふうに思われるわけでございます。当然その取引量の減少といふものについては、土地規制であるとかあるいは各種の土地取引に伴います規制といふのがかわり合いがあるといふふうには存じます。

ただ、御案内のとおり、バブルによる不動産価格の上昇により、庶民あるいは住宅を得ようとする国民にとつては非常に塗炭の苦しみという状況があつたわけでございます。そういった歴史的経緯があつて種々の制度が整備されてきたという側面は見逃すことができないのではないかとこのように考へております。このような最近の経緯を踏まえれば、やはり利用価値に見合った適正な地価水準の実現ということが大目標でございまして、そのための総合的な土地対策を推進することが必要ではないかといふふうに考へております。

○倉田寛之君 経企庁長官は、本院の議員を長くお務めですが、その間経済問題に対する質疑といふのは余りないんですけれども、第百二十三回国会の参議院の決算委員会、委員長として当時の官澤総理大臣に御質問されていることがあつたんです。これは非常に興味深く私は読み取らせていただいたんですが、要するに、昭和六十三年、元年度というのはバブル経済の渦中にありまして、しかしその後の経済財政運営がなされてきたけれども、どうも景気の減速とか後退局面における政府の対応を見ると、バブルの再現を警戒する余り、経済財政政策、金融政策が後手後手に回つておるんじゃないやしませんか、こういうことを平成四年六月十八日に御質問をされているんです。

そこで、今私が御質問申し上げました点について長官からお答えをいただきたい、こういうふうに思ひます。

○国務大臣(久保田真苗君) きょうの閣議後の懇談会でも上原国土庁長官から、地価監視区域制度の運用の弾力化について御報告がございました。私は、今庶民が営々と貯蓄したものを住宅に充てていくという上から、土地の適正な価格による有効利用ができるということは非常に大事でございまして、その点からいへばそのような規制を緩めて土地利用に資していくということはとても大事だと思ひます。ただ一方に、土地は非常に投機の対象になりやすいということがございす。

私は確かに、決算委員会で前総理にそのような質問をした覚えがあります。そのときは、非常に今回の不況が大型化、長期化していきそうだと、うことがございまして、そういう御質問をして、もう後手後手に回るのはそれだけではやめてほしいという意味のことを申し上げました。今も後手後手に回つてはならないと思ひます。

しかし、あのバブルの後遺症が非常に長期にわたつておる、そして企業が萎縮しているのをどういふふうに励ましたらいいか、そしてまたそれが土地投機というところへいってほならぬ、というその辺の兼ね合いが、実に土地といふものはそういう意味で大事なものだと思ひまして、先ほど政府委員からお答えしましたようなそういう原則に立ちまして、今後私もよく見守つていきたいと思つておるところです。

○倉田寛之君 それでは長官、おおむね現状認識は私と共通しておると思ふんです。

そこで、その現状認識に立つて、経済企画庁といふところとか調整官庁だ、こういうことを言われてきたわけなんです。しかし、今後のやはり経済企画庁といふのは、今も御議論をさせていただいたように、土地本位経済の我が国において現状を分析すれば、土地の規制を緩和し、あるいは譲渡所得税等々においても何らかの緩和策を講じる、

こういうようなことも経済のより活性化への一つの施策だ、こういうようなことを認識されておられるとすれば、経済企画庁自体、経済指標をデスクワークの中で集計をしてこれを発表するのではなくて、経済政策の方向性を示唆するような経済指標の提示をしていく官庁になつていかなきゃならないんじゃないか。

特に、景気対策等を策定するに当たつては、景気の低迷の原因は一体何であるのか。例えば、先ほど来御議論をさせていただいたように、消費の不振が最大の問題だと。このことは例えば、雇用不安から消費抑制的な動きにつながつておるといふようなことはわかるんですが、さらに詳細に原因を究明する、関連性を突く、そういうつて有効な対策は何であるか、こういうようなことを数値で示しながら経済企画庁として示唆を与え、こういうような役割を今後は果たしていかなくてはならないのではないかと。こう思ふ思ふんですが、その点について長官いかがですか。

○国務大臣(久保田真苗君) 私自身も本当にその必要を痛感しております。特に、今は不況の問題もありまして、それに伴う転換を図つていくという非常に重要な時期がこのところ続いていくと思ひますので、その経済運営のかじを取るという意味から、私どもは今より以上に必要データを集め、先見性のあるそうしたかじ取りをしなくてはならないということを痛感しております。

そんなことで、おっしゃつたようないろいろな原因究明、そして先ほど言われました現場を知るということ、私どもは実務官庁として実務を持つておるという面はそれほど多くございせんので、その点は十分心得まして、天の声よりは地の声に聞く、そういう態度でやつてまいりたいと思ひます。

○倉田寛之君 それでは続いて、中小企業者新分野進出等円滑化法案に関連をいたしまして、通産省に以下お尋ねをしてまいりたいと思ひます。

まず第一は、本法律案はもとより平成六年度中小企業対策の一環として通常国会に提出が予定をされてきたものだと思うんです。それを繰り上げる形で緊急経済対策の中に盛り込まれて今国会に提出することになりましたが、私が仄聞するところ、景気対策としての即効性は少ない、こういうふうに思っています。そして、その内容も金融、税制措置など従前の中小企業対策立法の枠を出ておりません。したがって、そう新味がある法案だというふうには実は受けとめられないのでありますが、構造的な変化への適応の円滑化を支援する目的というのであれば十分に内容を練って、そして通常国会にわかりやすい形で提出をすべきではなかったのか、こういう感じがいたすわけですが、この点について通産大臣に伺います。

○国務大臣(熊谷弘君) 先ほど来委員が御指摘のとおり、現在の経済情勢というものはまさに厳しいものがある。しかも、それは単純な景気循環によるものではなくて、深く中長期にわたる構造の危機に起因するものだ。これは、私も委員と全く同感でございます。御指摘のとおりだと思います。

そこで、先般細川内閣が緊急経済対策をまとめて発表いたしましたわけでありませうけれども、これはやはり同様の認識を持っていたのでございませう。そして、そういう中で、今回の緊急対策はいわゆる即効性のある景気対策に加えて、中長期の構造政策のファーストステップ、第一歩といったしたい。内閣発足後一月しないうちに取組みたいななければならなかったわけでございますので、そういう作業の中でファーストステップという位置づけをいたしましたのでございまして、規制緩和等の中長期の効果が期待される政策もその中で行われたわけでございます。

翻って、中小企業の状況はどうかと申しますと、この不況はここ一年で起こったものではございませんで、実に長期にわたっているわけでございます。状況はまことに厳しい。そういう中で、大企業以上に経営資源が少なく、しかも構造変化の中で

波にもまれるようにしております中小企業のことを考えますと、一刻も早くこの構造政策を組み立てていかなければならないというのが私どもの認識でございます。

委員が御指摘のように、この構造政策というのは非常に多岐にわたりますので、それを全部議論し検討し尽くしてからやっておるということでは、中小企業のサイドから申しますとやはり時を失うおそれがある、一刻も早くまず中長期の構造政策のファーストステップの一つとして今回の法案を提出させていただいた次第でございませうので、どうぞ御理解を賜りたいと思っております。

○倉田寛之君 その点はいささか議論のあるところですが、次に進みましょう。

そこで、特定業種の指定について一、二お伺いをしたいと思います。

本法律案の第二第三項でいう特定業種の判断基準としては、経済の多様かつ構造的な変化による影響を受けている業種とあるだけで、余りにも抽象的過ぎると思うんです。これではどのような要件に当てはまれば指定をされるのかわかりません。実際に施策を利用する中小企業に対してわかりやすい規定にすべきではなかったのか、また具体的にどのような要件に当てはまれば指定をされるのか、この点について明快にお答えをいただきたい。

○政府委員(村田成二君) 先生今御指摘の指定要件でございませうが、この第二第三項に幾つかの構造変化の例が書かれております。先ほど大臣からもお答え申し上げましたように、中小企業は非常に大きな構造変化、しかも多岐にわたる構造変化の中で非常に苦しんでおります。そういったことを例示として挙げさせていただいたわけでございます。

ここに書かれておりますように、例えば海外、特にアジア地域におきます工業化の進展などによりまして競争条件が著しく変わってきております。それからまた、情報化や技術の高度化に伴いまして国内の投資の一巡というのが目立ってきて

おります。さらには、技術革新の進展によりまして生産工程の変化等が生じておるわけでございます。こういったことを総合的、複合的に見通した場合には、全体としてやはりこういった構造変化を共通に受けている業種を幅広く指定していくという考え方がなっているものでございませう。具体的に申し上げれば、こういった要件を受けまして工業と、これは非常に広い分野でございませう、製造業全体でございませうけれども、これはどの業種というだけではなしに、工業全体としまして共通的にこういった変化を受けておるわけでございますので、政令におきましてはまず工業を幅広く指定したい、かように存じております。

それからまた、類似の影響を受けておりますソフトウェア業あるいは情報処理サービス業、こういったものもこういった構造変化を受けていると同様に例としていたしまして当面指定してまいりたいと考えておるわけでございます。

確かに非常に抽象的、茫漠としておりますけれども、なるべく幅広く指定していくことによりまして、わかりにくさあるいは中小企業者としての判断の容易さを克服、確保していきたい、かように考えておる次第でございませう。

○倉田寛之君 次に、包括的に工業全般を指定することというふうに今の御答弁でお話をいただいたのでありますけれども、将来的には、工業の中でも経済の多様かつ構造的な変化による影響を受けていない業種もあらわれ得るし、逆にそれ以外の産業で影響を受けるものもあらわれ得ると思われまます。特定業種の指定につきましても、経済状況の変化に応じて適宜追加指定もしくは指定取り消しを行うべきであらう、こう実は私は思っておりますが、どのように対処されますか。

○政府委員(村田成二君) 先生御指摘のように、この法案は実は七年間の時限立法でお願い申し上げているわけでございますが、七年の間には、過去を振り返りまして想像を絶するような変化が生じているわけでございます。したがって、私どももいたしましては、やはり経済情勢、産業

の実態、国際関係の変化、もちろん諸要素を判断しながら、先生のおっしゃる通りに機動的にこういった業種追加あるいは業種の指定の削除というものを行ってまいりたいと思っております。

ただ、先ほどお答え申し上げましたように、非常に幅広く中小企業者の努力をエンカレッジする、支援するやうなことが一つの大きな目的でございませうので、やはりそういった幅広い支援という点ももう一つの観点として踏まえながら御指摘のような運営を行ってまいりたい、こういうふうにご存じております。

○倉田寛之君 次に、特定中小企業者についてお尋ねをいたしたいと思います。

特定中小企業者に該当するための具体的な要件の一つとして、輸出比率や下請比率がある程度であることというものが挙げられております。しかし、考えてみますと、輸出比率や下請比率を要件とすることが輸出、下請関連産業偏重であるという実は批判も一方であります。また、輸出比率と一口に言いましても、親企業の輸出製品に必要な部品を供給している下請中小企業の場合は一体どうなるのか。こういった不適切な点もあろう。このような点から、輸出比率や下請比率を要件とすることは妥当とは言えないのではないか、こういう感も抱かれます。

こうした要件になぜしたのか、またはかに適当な要件を定めることはできなかったものか、非常にこの点に矛盾を感じますが、いかがですか。

○政府委員(村田成二君) 先生今御指摘の特定中小企業者の要件でございませうが、政令で定めざる要件、予定しております要件を含めまして二種類に分かれるわけでございます。

第一グループは、生産高等が過去のある一定の期間に比べまして大体一〇%以上減少しているような企業というのを第一グループとして考えております。これは輸出比率、下請比率関係なく基準を決めたい、かように存じておるわけでございます。それから第二グループは、今先生御指摘の輸出

比率、下請比率と複合的に要件を設定したいと考えておりますが、これは生産額等が第一グループのように大幅に減少していても、大体めどとしましては過去に比べまして大体五割から一〇割の間ぐらいで減少しているグループを取り上げたいと思っております。そういったグループにつきましては、今先生御指摘のように、一定の輸出比率、下請比率をあわせて達成しているといえます。か持っている企業というふうな考えでおる次第でございます。具体的には、輸出比率、下請比率とも大体二〇%ぐらいをめどとして考えております。

こういった第二グループにつきまして、なぜ輸出比率、下請比率を導入するのかということに限ってお答えさせていただきます。やはり生産額等が大幅に減少していても、将来、先ほど申し上げましたようないろんな構造的变化を受けまして甚大な影響をこうむる危険性のあるそういったグループというふうな考えますと、例えば海外の地域におきます工業化の進展ということに伴いまして競争条件が将来とも悪化する危険性が高いというのは、やはりある程度の輸出比率がある企業ということになるかと思ひます。

それからまた、技術革新に伴いますいろいろな親会社の生産工程の変化、そういったもの、それからまた先ほど先生が数行されました親企業から輸出の部品その他を下請で受注している企業、こういったものはまさに輸出比率というよりは親企業からの下請比率でとらえる方が適切かと思ひます。そういった下請企業というものにつきましては、ただいま申し上げましたような生産工程の変化等々の影響を受けやすい、こういった観点から一つの指標として導入したらいかがかということでお考えおる次第でございます。

○倉田寛之君 次に、新分野進出について三点ほど伺いをいたしたいと存じます。

新分野進出の具体的な要件の一つとして、生産工程等が著しく異なり、かつ製品の機能や性能等がそれまでのものと著しく異なる産業への進出というものが挙げられています。これも抽象的で意

味がわかりにくい。これでは新分野進出を計画している中小企業にとりましては判断ができません、極めて不親切である、こういう声も聞くわけであります。もっと具体的な例を出して説明をしてください。

○政府委員(村田成二君) 構造変化に対応して行きます企業の努力というのは多岐多様にわたるうかと思ひます。そういった多岐多様な努力をどういうふうな概念あるいは定義でつかまえるのかというのは非常に難しいところでございます。私どもも大変苦労したところでございますけれども、先生おっしゃるように、確かに一般の国民の皆様から見ても、あるいは中小企業の皆様から見ても、わかりにくい定義とならざるを得なくなっております。

具体的に私どもで考えておりますところを答えさせていただきますと、大まかに分けて二つの範疇で考えております。一つは、日本標準産業分類の四けた分類、これ細分類と申しますが、その分類を超えて業種間の移動を行うような新分野進出の場合、それから二つ目の範疇が、つくっております製品が、従来つくっております製品に比べまして、製品をつくり出す過程といたしましての原材料あるいは生産加工技術、このいずれかがやはり異なっている。それからまた、つくり出した製品について、用途、販路、機能、性能、これはすべてという意味じゃなくてそのいずれかが従来と異なっている、こういったケースを第二の類型としてとらえたい、かように存じておるわけでございます。

標準産業分類の細分類を超える例というのは、これは比較的わかりやすいわけでございますが、例えば具体例で申し上げますと、綿、スフ製造業者というのがありますけれども、その業者が金属糸の織り込み技術、こういった技術を活用いたしまして家電製品のボディとなりましてような新素材を開発する、それをもって家電部品の製造を行う、こういった分野に進出するという例が挙げられようかと思ひます。

それから、従来の製品に比べて、つくり出すものであるいはつくった製品においてそれぞれ異なるという第二の類型でございますが、この具体例としましては、例えば陶磁器、タイル製造業者という方がおられますが、そういった陶磁器、タイル製造業者が特殊成分を混入いたしまして素材の軽量化を図る。この軽量化を図ることによりまして学校給食向けの食器の製造を行う、こういったことが挙げられようかと思ひます。

いずれにしても非常にわかりにくい分野でございます。なるべく私どもといたしましては具体的な事例を集めまして、都道府県あるいは局を通じて中小企業の皆さんにわかりやすく周知徹底を図ってまいりたい、かように存じております。

○倉田寛之君 具体的にケースワン、ケースツーと仮に例えたら、どういう例を出しになりますか。

○政府委員(村田成二君) ただいま具体的ケースを御紹介したわけでございますが、ケースワンというのが先ほど申し上げました産業分類を異にして移動する場合でございます。これは例えば耐火レンガ製造業というのがありますが、耐火レンガが製造業からファインセラミックスの製造販売業へというような例ですとか、あるいはホルト、ピス、ナット製造業からプレスファスナー製造業へと、こういった業種転換、業種分類を超えての移動というものを例として示せるかと思ひます。

それから、同じ産業分類の中では、先ほど申し上げた例のほかにもね製造業からね製造業とねじの表面処理加工というものを工夫することによりまして非常に高度な高品質のねじをつくつていく。それによつて一般用途用のねじというものから産業機械の特殊用のねじに移っていく、こういった例が挙げられるかと思ひます。

いずれにしても、できるだけ多くの事例を集めまして、御紹介してまいりたいと思っております。

○倉田寛之君 ここに利用の手引というのがありまして、これは成功例しか中小企業庁は載せてないんだろと思うんです。ここには新分野進出の具体的な例があるんですが、この中に不成功だった例というのはやっぱり載せておかないと参考にならないんです。

そこで、新分野進出に当たっては中小企業者の意欲をむだにしないためにもその努力を最大限やはり尊重すべきだ、こう実は思ひます。そこで、本法の趣旨に合う対応をしていくためにも、新分野進出等の計画の承認に当たってはその新分野進出の意味をできる限り広範囲に認めることが必要である、こう実は思ひますが、その点はいかがですか。

○政府委員(村田成二君) 確かに、先ほど申し上げましたように、構造変化に対応する企業の努力というのは多種多様でございます。この多種多様な努力をできるだけ広くくく上げてエンカレッジする、支援するということが何よりも私どもは大事だと思っております。したがって、そういった観点からも、先ほど申し上げましたような新分野進出の定義あるいはその範囲等々につきましてもできるだけ幅広く、それからまた業種指定におきましてできるだけ幅広くという観点で運用を行つてまいりたい、かように存じております。

○倉田寛之君 新分野の進出に伴いまして、進出する先の分野でも既に中小企業が事業を行つてい場合も想定されるところなんです。その場合、進出することによつて競争が激化する、当該事業分野に属する中小企業者に不必要な混乱を起させ懸念はないだろうか、この点についていかがですか。

○政府委員(村田成二君) 確かに御指摘のような懸念というのは全くないわけではないと私どもも考えております。

ただ、そもそもおきまして経営資源あるいはその力が弱い中小企業者がいろいろな努力をしていくに際しまして、多大な困難を通常伴うものだろうと考えております。例えばコスト面でも、そ

れからまたつくった製品の販路の新規開拓の面でもリスクを伴うわけでございます。それからまた、本法案によりましていろいろな支援措置を用意しておりますが、このような支援措置も通常の困難性を一〇〇％カバーできるといふものではないと思っております。以上考えますと、やはり既存の事業者と全く同じ商品で何らの新規性を持たないままに参入していくというのは非常に難しゅうございまして、そういうケースもまた少ないし、それからまた相当の新規性を持って参入していく場合にはそれなりの苦勞を伴う、こういうことかと考えております。

したがいまして、御指摘のような御懸念は確かにあるんでございますけれども、直ちに既存分野において激しい競争が引き起こされるということでは必ずしもないのではないかとこのように考えておる次第でございます。ただ、それは懸念として現実化する危険性もあるわけでございます。したがいまして、私どもといたしましては社会的に認めがたいほど他の企業への著しい悪影響

響、こういったものが生ずる危険性がある場合には、やはり承認要件の第三条第三項というのがございますけれども、国民経済の健全な発展を阻害する危険性があるということで承認をしないことになるんであるうというふうに考えております。

○倉田寛之君　私は、進出をする中小企業のみ支援するということになるわけですから、その分野で既に事業を行っていて支援を受けられない中小企業との間に不公平感というものがどうしても起こる、そういう感じを持つんです。ですから、その点は留意して対応しなきゃならぬ、こういうふうに思うんですがその点についてはいかがですか。

○政府委員(村田成二君)　まず、この法案につきましては、進出する企業にももちろん支援措置を講じますが、進出されるサイドの企業でもその企業の創意工夫、努力というものが本法案の要件に合致してまいりますれば、当然本法案の支援措置をひとしく受けることができるわけでございます。また、先ほど申し上げましたように、他方こう

いった新分野進出につきましてはそれなりのコスト、リスクというものがかるわけでございまして、このような本法案におきます支援措置も一〇〇％これをカバーするわけではないということをあわせ考えますと、比較いたしますと確かに不公平に見えるんですが、実質的にはそういった面での不公平さというのはさほどないのではないかと考えております。

ただ、こういった新分野進出を行わない事業者におきましても、先ほど来議論が出ておりますように、今苦しい経済状況のもとでいろいろな努力をされているわけでございます。合理化、近代化、あるいは販路開拓、いろいろ生きる道を探して努力しているわけでございまして、私どももいたしましては、本法案におきます支援措置以外に通常のことといった企業努力に対しましては従来より必要に応じ各般の支援措置を講じておりまして、そちらの面の支援策もこれからますます充実させていきたい、かように存じておる次第でございます。

○倉田寛之君 次に、海外進出についてお尋ねをいたしたいと思います。

中小企業の海外進出が促進されることによりまして産業の空洞化が懸念される、こういうことを実はよく聞くわけがあります。通産省は、国内事業をすべて閉鎖して丸ごと海外に移転するような例は少ないから産業空洞化は起こらないと言っておられるようであります。果たしてそう言い切ることができるだろうか。比較的经营力のある中小企業は計画承認というお墨つきを得て海外に進出をします。国内にはそれすらもできない零細な中小企業が何の支援も受けられず残るという結果になる。この点について御所見を承りたい。

○政府委員(村田成二君) 海外展開、海外移転と申しましたが、中小企業の場合にはやはり積極的に対外戦略、国際戦略を展開するという観点から進出するケースというのは非常にまれであるというふうには私どもは考えております。むしろ国内でやっていけない、やっていけない要因は幾つかご

ざいますけれども、これも昨今の雇用情勢はともかくといたしまして、中長期的に見れば三区職場と言われて労働者の確保ができない。あるいは今のような日本の高水準の労働賃金を払っていたのではやっていけない。さらには大企業が海外に展開をする、それに伴って大企業からの受注が、親企業からの受注が減少してしまうあるいはなくなってしまう。そういったことに對しまして、やむにやまらずやっぱり対応していくというケースが大部分であろうかと思えます。しかも、できれば国内でどまっていけるような努力をしたいというケースがむしろはるかに多いわけでございます。雪崩を打って海外に中小企業が出ていくという事態にはまずならないのではないかというふうな考えております。

私どもは、実は本法案の検討の中で九月にアンケート調査を実施いたしました。そのアンケート調査の母数の問題その他の正確性の問題はございますが、御紹介させていただきますと、何らかの形で新規分野進出、国内におきます努力をしたいと言っております企業は大体四分の一でございます。それから、海外に何らかの形で出ていきたい、展開したいと考えております企業が五％でございました。しかもその五％であります、全面的に国内を閉鎖して出ていくという企業は非常に少のうございます。一部商工会議所等の調査によりまして、全体の一％にも満たない数が全面的に閉鎖して出ていきたいという数字でございます。したがって、先生御指摘のような空洞化に直ちにつながるという大きなうねりにはまずならないものと私どもは考えているわけでございます。

に過ぎるかもしれませんけれども。私どもは、国内面における努力というものや、日本法案で重要な努力として位置づけておりますものですが、そういった点の法運用の充実を期しまして国内に残る方々の努力も支援してまいる所存でございます。

○倉田寛之君 次に、本法律案では外為法などで直接投資が禁止されている国への進出を除いて基本的に進出先の地域の限定はありませんが、自国の産業が発達していないところへ我が国の中小企業が進出することによって相手国の産業の健全な発展を阻害することが憂慮されるわけです。そのことが新たな摩擦として国際関係に影響を及ぼすことのないよう、十分な注意が必要ではないかと思われまふ。

私の調査では、一九九三年一月二十五日の日経の中でこの例の一つとしてシンガポールが挙げられています。いわゆる積極的な外資導入によって八〇年代後半から九〇年代初めにかけて高度成長を達成したが、その反面地元の中堅中小企業は出おくれるという結果をもたらした、こういう実はシンガポールにおける我が国の進出企業との間の摩擦。

それから二つ目は、マレーシア、タイ。我が国の企業ばかりじゃありませんけれども、外国企業が集中豪雨的に進出ラッシュになった。地元のローカル企業からの人材引き抜き合戦が展開をされてローカル企業の賃金上昇と従業員不足が生じた、これは商工総合研究所の中小企業の海外進出、中央経済社一九九一年。

三つ目は、日本の国内においても大手企業の外進出に伴って部品を納入する中小企業の中には、現地での技術水準や摩擦があるという不安から現地企業との技術提携にとどめた例もある。これは九三年十月十五日大阪毎日、実はこういう報道がある。

○政府委員(村田成二君) 大麥不勉強で今先生が、
 こういうことからして、ただいまの点について
 どのようにお考えですか。

御指摘になりました具体的な事例については必ずしもつまびらかにいたしておりませんけれども、ただ一般論として申し上げますと、中国、ASEAN諸国等の最近におきます目覚ましい工業発展は確かにあるんですが、ただ中長期的にこれを見た場合にはそういった産業経済発展を支えてまいります部品産業ですとかあるいは生産設備のパーツをつくり出す産業ですとか、そういった分野産業がこれからどういふふうに進歩されていくかというのは重要な課題だろうというのが一般的な認識であろうかと思ひます。

そういった観点からは、細々とした日本経済におきます野、基本的な部分を支えております中小企業というものが現地に進出をいたしまして、現地企業との協力関係のもとにそういった野産業を形成していくというのは基本的には望ましい方向であらう、かように存するわけでございます。

ただ、先生御指摘のように、これは中小企業だけではないと思ひますし、むしろ大企業が中心だと思ひますけれども、現地においていろんな摩擦が出てくることもまたこれは事実でございます。私も通産省をいたしましては、先般より海外進出、海外投資に当たってのガイドラインをつくりまして、いろいろな指導を企業にいたしておるわけでございますが、そういった精神は、本法案の十四条というのがございまして「国際経済環境等の考慮」というのがございまして、こういったこと、あるいは十一條の国の指導、助言といったことを通じまして、現地におきます円滑な進出が可能になるようにケース・バイ・ケース、具体的に指導していくことが大事かと思ひます。

また、海外進出に当たりましては、今御指摘のような問題もございまして、したがって、いろいろなジェトロ、中小企業事業団等々の相談窓口を通じまして、そういった御指摘になられましたような問題を生じないように指導していくということも肝要かと思ひます。

○国務大臣(熊谷弘君) たいま法律に基づく項

目についての計画部長の答弁があつたわけですが、私も、私は委員の御指摘につきまして、実はAPECの会合がございまして、八月の末からそれこそ一日ずつでございますけれども、韓国それからシンガポール、今御指摘だったシンガポール、ここではASEANの経済担当閣僚の皆様方と、それから北京と、実は三日間で八カ国の方々とこの種の問題につきまして徹底的な実質的議論をしてまいつたところでございます。

実は、APECの十一月に行われます会合におきまして、この投資の問題につきましてはアジア・太平洋地域の国々の最大の関心事項でございますし、私自身が参りましたいわゆる発展途上の国々の経済関係者はすべてこの問題について重大な関心を持っております。

その中で、先ほど来計画部長が申し上げましたように、野産業、サポーターディングングダストリーと申しておりますけれども、この分野の進出につきましましてはどの国も実は非常にこぞ期待をしておるといふのが現実の姿だと私は実感をしてまいりました。もちろん個々にはさまざまな問題もありましよう。しかし、御案内のとおり、このアジア・太平洋地域は文字どおり世界の成長センターでございますし、また日本の将来の発展の手がかりもここにあり。そういう中で、従来の商社や大企業だけの投資ではなくて、日本の大企業と中小企業との進出、そしてそれとの提携というものがなくしてアジア経済の進化、発展はあり得ないという非常に強い期待を持っております。

委員御指摘のさまざまな問題について視野に入れたとしても、しかし基本的には私も、今回のこの法案に出されました海外進出を容易にしていこうという政策はこの大きな流れの中で重要な役割を果たし得るのではないかとこのように感じております。

○倉田寛之君 次に、指導の問題についてお尋ねをいたしたいと思います。

本法案の第十一條で定めております国や都道府

県による指導及び助言に加えまして、一部では経営指導の実績のある商工会、商工会議所にあわせて新分野進出等の計画の指導や助言を行わせる、よい効果のある計画が策定できるだろう、こういった議論もあるわけでございますが、この場合には中小企業庁あるいは日本商工会議所などがガイドラインを策定して運用基準の統一を図ることになるのではないかと、このようにも思われます。

そのこと自体は判断基準の適正化という面で効果があることだとは思ひますが、一方いわゆる地域性に応じた対策の展開が困難になるのではないかと、このように思われるのでありますが、この点についてはいかがですか。

○政府委員(村田成二君) 先生よく御承知のように、中小企業の場合、こういった法律ができましたら、中小企業問題として自分たちがどういふふうにご利用をさせていただくかよくわからないというケースが相当部分を占めております。それからまた、自分たちがやろうとしていくこと、いろいろなチャレンジしたいと思つていくことにつきましても、これが実際にこういふ公の制度の中にどういふふうに乗つかつていくものか、どういふふうにつながつていくものかなかなかわかりにくいという面がございまして、

したがって、今先生が御指摘になりましたような各般にわたります私どもの指導、助言あるいは商工会、商工会議所を通じてのいろんなアドバイスというものは、基本的にはそういった中小企業の皆さんの本法案へのつながりを具体的に付けていくそのための中小企業の皆さんへの理解の増進と、それから実際にどういふふうに進出を運んだらいいかという点のガイドラインといひますか手助けということを考えております。

したがって、ある程度最低限の趣旨を全国的にそろえていこう、このようにございまして、必ずしも、実際問題として地域による特殊性あるいは特色というものを払拭して画一的に運用するということとは考えておりません。それからまた、そういうことにならないように地域の独自性が発

揮されるような指導の仕方をしてまいりたい、かように存じております。

○倉田寛之君 ぜひ地域に即したきめの細かな対策というものを講じていただきたい、このようにことを申し上げておきたいと思ひます。私が調べたところによれば、例えば福井県の織物業のように県の商工労働部が転機業、淘汰もやむなしというものもありますけれども、愛知県瀬戸地区の陶磁器置物業あるいは神戸の真珠加工業、これは高付加価値の商品へのシフトなのですが、これによって海外シフトを進めて事業の生き残りを図る、このように例も実はあるわけですから、それぞれの地域の地域性というものは非常に重要な判断の材料になりますので、ぜひこの点はしっかりと受けとめていただきたい、このように思ひます。

次に、雇用の安定の問題についてお伺いをしたいと思います。

新分野への進出あるいは海外進出に当たって、従来行つてまいりました事業の縮小を伴うことも大いに予想されるところだと思ひます。その場合、職種の転換、配置がえ、人員の削減までも行われる可能性が本法律においても中小企業者、国、都道府県に対して、雇用の安定に対する義務を課してはありますが、さらに一層その点について今後の状況を見ながら適切に監視をし、必要に応じ対策をとっていくべきだと思ひますが、具体的な対策についていかがですか。

○政府委員(長田英機君) 先ほど来議論がありましたが、非常に構造的な影響を受けている業種に属している中小企業でございますので、片や非常に厳しい状況にあるわけでございます。また同時に、新しい分野の事業に行こうというところでございますから、その間雇用が非常に重大な問題になるというところは十分認識しております。

このように点から法律では十二條で「雇用の安定等」の規定を置いておるわけでございまして、これによりまして国とか都道府県等が、失業率とかあるいは有効求人倍率等の雇用の関係指標を十分注意しながら、雇用調整助成金制度の積極的活用

とかあるいは職業訓練、就職のあっせんというようにいろいろな措置を積極的に実施していくというところによって問題なきを期していきたいと考えておるわけでございます。

○倉田寛之君 次に、情報の提供についてお尋ねをいたしておきたいと思ひます。

中小企業者にとりましては、新分野進出を支援すると言われても、厳しい環境の中でいかに乗り切っていくか四苦八苦苦勞しているわけですから、それとてではないという企業も多いかもしれませう。技術力あるいはさまざまな事業のノウハウ、取引先との関係、設備の問題など、今までの蓄積というふうなものを断ち切れないうところも大変多いのではないかと、こういうふうな考えられます。

そこで、新分野進出を図る意欲が起る中小企業が多く出てくることを期待して普及活動に力を入れ、あるいは中小企業に示唆を与えるような事例を含む情報などを積極的に提供することが必要だと思ひます。また、そういう体制をつくっていくためには、各都道府県、市町村の担当部、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会などを活用するため十分な連絡をとりながらその整備を万全に備えていくことが必要ではないかと、こういうふうな思ひであります。この点についていかがですか。

○政府委員(長田英機君) 先生御指摘のとおりだと思ひます。中小企業が大企業に比べていわゆる格差があると言われる場合、最近はそのような情報面の格差が非常に大きい、こう言われております。こういうことのために私どもとしては、今先生がおっしゃいましたようないろいろな機関を総合的に動員してやはり情報提供をやっていく必要があると思ひます。特に海外への進出につきましても、先生からも今お話がございましたようにいろいろな成功、失敗事例をつくつたりしております。また、いろいろアドバイザーを設けていろいろな情報提供をしたりしております。そのほか、商工会や商工会議所あるいは中央会、そういうところからも指導あるいは情報提供ということが行え

ますし、あるいは県の関係の情報センターからも情報の提供ができます。

こんなふうないろいろな諸機関がございますので、これを総合的に動員をして、中小企業者の人たちの海外、新分野進出をやりますくしていききたいと思ひます。

○倉田寛之君 次に、経営安定の問題についてお伺いをいたしておきたいと思ひます。

言うまでもなく景気低迷が長期化している今日、中小企業、とりわけ小規模企業にとりましては日ごとに経営状況が悪化をいつつある。政府としては緊急経済対策において中小企業対策、つなぎ資金融資のマル経などの対策はとってこられているところであります。さらに経営安定のための施策を強化充実をしていく必要があろう、こういうふうな思ひですが、この点は大臣がよろしいかと思ひます。

○国務大臣(熊谷弘君) これは先ほど来、景気対策につきましても冒頭に委員から御指摘をいただいたところでありまして、構造対策は構造対策といたしまして、中小企業の皆さん方がまさに緊急に経営の安定を図るということが極めて重要になっていくわけでございます。倒産件数こそ落ちついているとは言ひますけれども、時々あの奈良県の村本建設のようにどんときまして、途端に実は関連の中小企業の方々は思わぬことにしわ寄せを受けまして右往左往するということでございます。私どもも今回のこの緊急経済対策におきましても経営安定につきましても非常に注意を払つたところでございます。

具体的に申しますと、中小企業運転資金支援特別貸付制度、それから緊急経営支援貸付制度、中小企業信用保険の特定業種指定の弾力的実施等の対策を講じていることとして、ところでございませう。いずれにいたしましても、昨年来累次経済対策を講じているわけでございますが、この中で中小企業の経営安定のための措置はよりきめ細かく積み重ねてきているところでございまして、委員も

御案内のとおり、いわゆる金融の新規貸し出しの中で政府系金融機関の占める比率は五割を超えるというところまで来ているわけでございます。もちろん、これで十分だと胸を張るつもりはございませぬけれども、今後ともこうしたことを頭に置きまして万全の備えで臨んでまいりたいと考えているところでございます。

○倉田寛之君 他に数点お尋ねをしたい項目もございしますが、次に移らせていただきたいと思います。

ここに日本開発銀行一九九三年九月という企業リスト戦略に関する緊急調査というブリーフィングがあるんですが、これを見ましても、新分野への進出について資本金十億以上千四百五十万社、有効回収率四九％という資料の中で実施中が二二・五、検討中が二五・六、検討の必要ありが二五・五、検討の必要なしが二五・四、かような数字がいろいろ分類をされて示されておるわけでありませう。いずれにしても、新分野への進出によって経営を安定し、経営資源を自社有力分野へ重点配分する、こういうような考え方が中小企業等々の中にあるようでありますので、この法律が効果を生むことを心から期待をいたしたい、こういうふうな思ひがあります。

次に残された時間、通産大臣に、冒頭経企庁長官にお尋ねをしたこと、リストラ法で議論を続けさせていただいたこと、これら議論を背景として産業構造の変化と産業政策の問題について時間の許す限りお伺いをさせていただきます、こういうふうな思ひでございます。

いささか独断的な意見を申し上げるかもしれませんが、その前提となることを一、二分ちよつとお話をさせていただきます。戦後の産業政策の変遷を見ても、戦後すぐは限られた資源を石油、鉄鋼などの基幹産業に優先的に配分する政策でスタートした。六〇年代は石油化学、機械産業などの重化学工業を保護育成する。七〇年代はIC、コンピュータなど先端産業の育成を急いだ。八〇年代も新素材、バイオ、環境、エネルギー、こ

いった諸施策の支援を行い、推進してきた。このような産業政策というのは、一口で言ってしまうと我が国における富をふやして蓄積をして、それを分配することで我が国の経済力というのは大いに向上してきた。

しかし、国際的な冷戦構造の枠組みの中では、自由主義陣営の一員として米国に追随していれば不安なく自国の経済力向上に専心はできたが、もうその枠組みはない。この冷戦構造の終結とともに、計画経済から市場経済への選択ではなくて、市場経済の中で新たな秩序を必要とすることになりました。いわゆる対立の構図が失われたわけでありませう。我が国は今まで経験をしなかつた国際的な立場に置かれるようになったのではないかと。

そこで、こうした国際的変革に対して我が国の経済はどのような変化、対応をしていかなければならないのか。経済成長一辺倒で米国の市場を頼りに輸出主導型の成長経済を歩んできた我が国が、巨額の貿易黒字、本年は一千三百億ドルとも言われ一千四百億ドルとも言われ、経常収支においても一千億ドルではないかというふうな言われているわけですから、そういうものを背景にさまざまな経済摩擦を生んできた。輸出依存の経済成長、供給者優先の産業政策ではもはや理解されないのではないか、こういうふうな私には思ひますが、この点大臣の御所見はいかがですか。

○国務大臣(熊谷弘君) まことに何か倉田教授のもとに入門したくなるような立派な御認識ではないかと思ひます。私自身もまさにそのように考えているところであります。私なんかはボキャブラリーが不足していますので、倉田節を聞きましますと思わず聞きほれておったんですけれども、しかしながらその認識の中にございませう問題は、もう既に端的にあらわれているわけでありませう。第一に、我々は日本の経済というものは世界のフロントランナーになった。今の倉田委員のお話の前提にあるものは、我々が世界のやや後発者として常に先進国のモデルをもってそれを追いか

けてきたというのが一つ前提にあったと思うのですが、これからいよいよ我々はフロントランナーになってみずから大変なリスクの中を新しいシステムをつくり上げていかなければならないということが、従来の考え方と決定的に事柄を画するものではないかというふうに思います。

第二に、もう既にこれも委員御指摘になっておられますが、確かに計画経済と自由経済、資本主義と社会主義の対立というのはヒリオリドを打ったわけでありすけれども、しかばいかなる市場経済をつくるのか、いかなる資本主義を構築していくのかということが実はこれからの課題になってくる、そこに大きな選択が迫られているというふうに思うわけでございます。実は現在我々が経済不振に悩んでいるというのは、景気というのはもう言うまでもなく資本主義そのもののリズムでございまして、不況が来るというのは変えなければならぬというところを示しているのではないかと、というふうに私は思うわけでございます。

そのような意味で私も、若干のコメントを申し上げたわけですが、基本的な認識において倉田委員と全く同じ認識を持つものでございします。

○倉田寛之君 今通産大臣から適切なお答えをちょうだいしたんですが、確かに我が国は二番手ランナーからフロントランナーになって、ローリスク・ローリターンということよりもハイリスク・ハイリターンというような形にだんだんなつてきた。

そこで、大臣はシンガポールでアジア諸国のそれぞれの通商政策の担当大臣にお会いになられてきたというお話を先ほど伺いましたけれども、日本、アメリカ、ヨーロッパはもう既に成熟産業社会を形成してしまつた。ですから、そこで生産される製品というのは、求める人というパイは、求められる分量というのはいま決まつてしまつた。いかに相手にたくさん食べさせるかということをする。ことによって貿易摩擦が起こってくる。かつて日本が国民所得五千ドルを超えたとき

に、いろんな耐久消費財を家計は支出して購入し、自動車も購入するという時代が訪れて今日になつたわけですね。アジア諸国、台湾、韓国、シンガポールはもう国民所得五千ドル以上を超えているわけですから、いよいよ中国の華南地方を含めまして、西暦二〇〇〇年というのはいま少なくとも五千ドルのパイを超える、アジアの人口というのは一億を超えるだろう、こういうようなことが言われているわけなんです、私は、通産省の産業政策上、今後対応していく上でこういった点も視野に入れていくことが必要ではないか。先刻大臣からASEAN諸国の経済関係との懇談のお話が出たものですから、この点も実は大臣の考え方をお聞きしたい、こういうふうに思います。

○国務大臣(熊谷弘君) まさに委員が御指摘のよう、アジア・太平洋地域の中でもアジア地域は、文字どおり世界に類例を見ないくらいの高成長を遂げている国々でございまして、今後とも基本的にはこの傾向は続いていくだろうと思ひます。成長の良循環が始まつておりまして、ちょうどカリが飛んでいく雁行形態に、国々も産業構造も次々に追いついていながら競争しながら、それが双方に影響を合せてどんどんいい方向へ向かつていくということでございます。

そして、実はそれが日本の経済を考へる場合に極めて重要な要素になつてきつたところ、これも委員が御指摘のとおりでございまして、私も例えはリストラを考へるときに、独禁法の運用を考へると、日本の国内のマーケットだけ考へていけると、これはマーケットがないわけだからもう合併しやいけないとかというふうな基準がちよつと合わなくなるような、そういうぐらゐに市場の間の例えは域内の貿易もふえてきておりますし、日本にとつて大きな比重を占めてきつたところ、うことだろうと私は思ひます。

そういう意味で、アジア・太平洋地域の産業構造を水平的に展望してプログラムをつくつていくということ、これは日本の経済運営を考へていく場合に大変重要な要素でございまして、と

りわけ産業の分野におきましては欠かせない必須の要件ではないかというふうに思うところでございします。

○倉田寛之君 そこで私は、次の点を二、三質疑したいと思ふんです。いずれにしても、我々経験のしない構造変化がひしひしと迫りつつある、こういう認識に大臣もお立ちになつておる、こういう理解に基づいてお尋ねをするんですが、その中で具体的な例としては、やはり消費の行動とかライフスタイルというのはまさに変わつてきたと思ふんです。

それで、二、三の資料を調べてみますと、例えば消費行動などにも、今までは高級品というのは飛ぶように売れてた。パプルの背景もあつたのであろうと思ふんですが、ところが景気が低迷してきて低価格転換というのが非常に顕著になつてきた。百貨店の紳士服販売も落ち込んでいます、郊外型のいわゆる廉価販売店などはそこそこ伸びてはいる。高級レストラン、高級クラブ、もうこれは敬遠をされて閑古鳥が鳴く、逆にカラオケボックスが繁盛したり、飛行機では、ファーストクラスの航空客は減少したけれども格安の航空券によるエコノミークラスはそれで埋まつてはいる。高級一眼レフの売り上げは落ち込んで、レンズ付フィルム、バカチョンカメラと普通呼んでいるカメラのことだろうと思ふんですが、「写ルンです」というカメラはほとんど売れる。

こういう価格志向の強まりというのは、需要構造そのものの転換としてとらえることができるんではないか、こういうふうに思ふんです。そうしますと、やはり流通構造もこれに伴つて変化を余儀なくされますね。低価格志向への転換というのは百貨店を直撃するでしょうし、デイスカウントや低価格商品を豊富にそろえている店の進出をさらに促進してしまふ。こういったデイスカウントの台頭というのは従来の流通過程の短縮を基本にしたものではないか。一方で、コンビニエンスに代表される、仕入れから販売までの統合され

た流通システムという業態も新しくどんどん進んでいく。こういう流通構造の変化というのが見られる。

つまり、業者の売りたいものを利益とコストを算定して得た価格ではなくて、その製品ならこの価格で提供すべきだ、あるいは消費者の多様な選択に即応できるシステム、いわば消費者の見方に立たなければならなくなった。こういうふうに実は現状認識をすべきだと思ふんですが、この点はいかがですか。

○国務大臣(熊谷弘君) 私は、学者ではありませんので、倉田委員のように非常に滑らかにこなす表現できないのでありますけれども、素朴に一人の人間に返つてみますと、明らかに大きな変化が起こつてはいるというところを感じております。今お話しされたように、極めて消費者の行動がブライコンシャスといいますが、閑古鳥の鳴くデパートでも、値段を安くいたしますともうそれこそ恐ろしいほどの人が集まり、口にも袋をくわえて出てくるなんていう場面が出てくるのでございまして、そういう点では、値段の点でも大きく消費者の行動が変わつてはいると思ひます。

ただ、総じて豊かな社会になつてまいりました。消費者の行動が変わつてくるのは、これはもう当たり前の話だろうと思ふんです。ただ一方で、先ほどとも企画庁長官が御指摘をされておつたわけでありまして、住宅というのを消費と言つていいかどうかかわかりませんが、従来から実需のあるものについて適切な供給がなされれば、それは非常に需要に結びついていくということもこれは言えるわけ、持ち家が非常に伸びているというのはその端的なあらわれではないかと思ふのでございします。

いずれにいたしましても、経済が大きく変わつてはいるこの時期でございまして、消費者の行動もそれに大きく影響を受けるわけでございします。我々といひましたのは、これらの変化に対応する産業の供給構造というものを、基本的には企業サイドが考へることでありますけれども、やはり大

きな枠組みは提供していかなくてはならない。それは二つございまして、一つはシステムの問題であります。もう一つはテクノロジといえますか技術の問題ですね。

システムの問題というのは、今回、緊急対策で講じた規制緩和等もその一つでございまして、うし、それから円高差益還元、内外価格差の是正というのも一つの方向だろうと思えます。今後、さらに工夫をしていかなければならぬと思っております。それから技術の問題、これは御存じのように商品が成熟化してしまっていて、なかなか新しい技術がすぐに出てきていないとも言われていて、もうすぐ商品化されそうなきさまな技術がうごめいているということもあるんだということもございまして、私どもは、その両面にわたって適切な施策を講じていかなければならないというふうに思っております。

○倉田寛之君 いろんな変化を経て生産構造も変化を来しつつあるし、変化を余儀なくされてつある。そうしますと、既存の産業というのはやっぱり活力がどんどん減退をしていく。例えば、リストラ法の中でも関連で触れられけれども、中小企業の新規開業率はこのところは低下の傾向を示して、製造業などではついに廃業率を下回る、いわゆる新規参入による活発な競争というものが行われなくなっている、こういう状況も起こっている。したがって、市場参入の活性化の必要性、これを一体どういうふうに今後行っていくんだ、こういう問題もあるでしょう。

そこで、私は大臣に御質問をまとめとしてしたいのは、今まで通産省が行ってきた産業政策のあり方、これ自体をもう転換せざるを得なくなってきたのではないかな。今までは、ひたすら我が国の経済力の向上のために生産者の保護という観点で物をとらえてこられたというふうに思うんです。現在起きていて、先ほど来御議論させていただいた変化を見ますと、量的な拡大というのはもう期待はできません。したがって、質を追求して

いく流れの中にあるだろう。

日、欧米、成熟した産業社会の中で、日本の電機業界一つとってみても、これから来るべき産業への転換となれば、情報であるとか映像であるとか、それらを中心としたソフト、付加価値の高いもの、現在では八兆円とも言われ、十五兆円とも言われる産業でありますけれども、少なくとも二〇〇〇年を越えれば三百兆をはるかに超える産業を形成するだろうと言われている。こういうようにだんだんと質的なものを求めた産業社会へ向かっていかなければならない。したがって、従来の産業政策というのは供給者重視の立場でありましたから、これからは消費者、生活者重視の社会への変革の中で通商産業政策というもののもののおずから対応していかなければならない。

しかし、先刻議論をさせていただいたリストラ法についても、それは緊急の第一歩だと大臣はおっしゃられましたけれども、従来の政策の延長線上で構造改革論という視点の中で対応しようというところに実はなっているわけだと思ふんです。それではもうだめですよ。こうした変化に対応するためには、ここで制度あるいは仕組みをどう変えるのか、そういった改革論ではなくて、あるいは過去の経緯、こういうようなものにとらわれずに現在の本質というものをしっかりとらえ直して、新しい発想、新しい体制をつくり出していくことが通商産業省として今置かれてある課題だ、私はこういうふうに思ふんですが、大臣いかがですか。

○国務大臣(熊谷弘君) 基本的な物の考え方、大変委員の示唆に富んだお話を拝聴したわけでござい

ます。もとより、産業政策は供給者を離してでき上がるものではございません。しかしながら、重心を生活者、消費者の視点に置くことは大変重要な視点だと思ひますし、そういう形から、競争政策も含めて私どもは今さまざまな工夫を凝らしているところでありますが、委員御指摘のように常に原点に返ってこの問題に取り組んでいくとい

うことは大変大事だというふうに考えます。

○倉田寛之君 大臣ごらんになられたと思うんですが、過日日本経済新聞を拝見しておりましたら、官僚二百人に対するアンケートというのがあります。これは一般の人のアンケートじゃありませんで、霞が関の上級職約二百人を対象にアンケートをした。百四十七人がこれに答えた。この中で、行政改革を進めていくとこれから要らない官庁はどれとどれですかということ、百四十七人が投票したんですね。そうしましたら、これは上級職の官僚が投票したんですから通産省の官僚はまさか投票しなかったとは思ふんだけれども、不要官庁ランキングに通産省は三番なんです。経企庁も安全じゃないんで、五番目にランクされているんです。

私は、経済企画庁も通産省も今変革を余儀なくされつつある現状の中で、今までの経験は経験としても新しく踏み出す勇氣と自信を、若手の意欲を持った方々もいるわけですから、大臣が先頭にたつてやっぱり新しい時代を画していくことが必要だ、こういうふうに思ふんです。その辺の御決意を最後に熊谷大臣と久保田経企庁長官にお伺いいたします。

○国務大臣(熊谷弘君) 倉田委員の愛情あふれる御指摘につきましては肝に銘じまして、我々はこの激変する経済社会の中における通産省のあり方をしっかりとらえ直しながら前進をしていきたいと思ひます。

○国務大臣(久保田真苗君) いろいろ本当にありがとうございます。

私どもは、ぜひ生活者重視という点に一つの方角性を持って頑張っていきたい。要らない官庁の上位に経済官庁が並ぶというようなこと、そういうところにも最も改革が求められていると思ひますので、心してやってまいりたいと思ひます。

○倉田寛之君 時間が早いですが、以上で終わります。

午前十一時四十八分休憩

午後一時開会

○委員長(中曾根弘文君) ただいまから商工委員会を開いたします。

休憩前に引き続き、特定中小企業者の新分野進出等による経済的構造の変化への適応の円滑化に関する臨時措置法案を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言願います。

○一井淳治君 まず、要望を申し上げさせていただきます。非常に深刻な不況でございまして、円高対策あるいは不況対策についての要望でござい

先日、商工委員会は群馬県下に視察に参りまして、私も同行させていただきました。地元の中

企業の方々あるいは商工団体の方々からまことに深刻な不況について聞かされ、不況対策を早急に進めてほしいという強い要望がありました。

大臣もこういった話を各方面で聞かれて、またかということかと思ひますけれども、本当に私どもも地域におりましてはその話ばかりでございまして、地元に戻りまして、にこやかに元氣よく振舞っていったら何か申しわけないような、そんなふうな大変厳しい状況であります。

そういう中におきまして、今減税とかいろいろと対応が真剣に検討されておるわけでござい

すけれども、それよりはかに方法はないだろうか、あるいはもっと早急に強力な方法はないだろうか、詳しくこれを検討しながら真剣に取り組んでいく必要があるんじゃないかと思ひますので、なお一層の大臣以下通産省の方々の不況対策、円高対策に対するお取り組みをまず要望申し上げます。

それから、この法律についてでござい

ますけれども、現今、中小企業に対する不況対策が非常に期待を集めていることは言うまでもないことでござい

ますけれども、不況が中小企業のすべての分野にわたっており、私どもとすれば、できる限り

広範囲な中小企業に対してこの法律の適用がなされるようにしていただきたいと考えるわけでございます。

具体的に言いますと、法の二条第三項に特定中小企業者という言葉がありまして、この定義があります。この定義が具体的に決まるについては、政令を二段階に置いて定めるというふうになっておりまして、できる限り広範囲な中小企業に適用できるように、適用がなされるように特別の御配慮をお願いしたいのでございますけれども、まずその点はいかがでございましょうか。

○政府委員(村田成二君) まさしく先生おっしゃいますように、私も同じように思っています。限り広範囲な中小企業者の多岐にわたる努力を支援したい、かように考えておりまして、今御指摘の政令でも二グループに分けて要件を定めたいと思っておりますけれども、その共通要件は、過去に比べての生産額あるいは売上高の減少というのを一つのメルクマールにしたいと思っております。ただ、その過去に比べての減少がよいにつきましても、今し方申し上げましたような趣旨にのっとりまして、極力対象を広げられるように工夫をいたしたい、かように思っている次第でございます。

具体的に申し上げますと、例えば一〇%程度過去に比べて売り上げ等々が減少しているという場合でありまして、この過去のとり方を少し幅広くとるといようなことを工夫することによりまして相当程度の中小企業者がカバーできるようになるだろう、こういうふうを考えております。

○一井淳治君 仮に一〇%という基準が設けられた場合に、九・五%の業者が落ちるといふことのないように、そういったあたりのできる限りの配慮をお願いしたいと思います。

それからもう一つ、「組合等」ということでの絞りもありませんけれども、「構成員の相当程度を占める」という言葉ですね、「組合等」の要件になっているわけですが、そのあたりはどのようなふう

に解釈されるのでしょうか。これが同じように中小企業を抱える組合に対して、どの範囲の組合に対して適用があるかということにかかわりますので、質問をする次第でございます。

○政府委員(村田成二君) ただいまの先生の御質問は、特定中小企業者と並んで組合について規定されておるわけでございますが、その組合の要件であると思っております。今私も同じように思っています。特定中小企業者がおおむね半数程度以上を占めているというのをメルクマールにしたい、かように存じております。

○一井淳治君 できる限り広範囲に入りますように、少なくとも製造業といいますが、あるいは工業ですね、それができるだけ包括的に入るような方向でお進めいただきたいと要望しております。

次に、二条の三項でございまして、「近年における経済の多様な構造的な変化による影響を受けている工業その他の業種」という絞りがございますが、これは読み方によつては、「近年における」という言葉が出てくるわけですから、極端に言いますと、日本ではどのように努力しても結局は消滅する以外にないだろうというふうな業種のようにも読めないこともないわけですが、そのように解釈されてしまつてはいいけないと思つてます。

不況は現在すべての中小企業を襲つていますから、現在一時的な影響で困難を来しているけれども、しかし本来的には成長力や発展力を持つていて、そういう企業に対しては適用があるように、「近年に」を余り長くとしてしまうと、今申し上げましたように本来成長力、発展力があるんだけれども、一時的に今不況で困難を来しているというものが頭からのけられてしまふと思つてます。ですから、優秀な企業も不況対策に該当するようにお願いしたいと思つてますけれども、そのあたりはいかがでございましょうか。

○政府委員(村田成二君) この法律で特定業種を定めるに当たりましたは、いろいろな構造的な要因が複合的に生じている、こういった事態に対応する必要性のある業種ということで指定をいたしました

い、こう思っているわけですが、この複合的な要因によつて非常に大きな構造的な問題に対応を迫られているという場合に、近年におきますというその近年というのは、ここそう長い間ではない、特に最近に至つて顕著になってきているところ、あるいは顕在化してきているところは大きいと思つてます。

したがって、そういった変化に対応する必要性のある産業といふのは、私どもの判断でも、例えば工業全体にこれは共通的にやはり対応を迫られているという状況にあるかと思つてますので、極力政令指定に当たっては幅広くこういった要件に、特に最近に至つて該当している業種は幅広く取り上げていきたい、こういうふうに思つてます。

○一井淳治君 誤解がないように申し上げておきますけれども、もちろん構造的に日本ではたえかねるような企業も激変緩和措置が必要でありますけれども、やはり今お答えがありましたように、不況対策ということでこの法律が適用されるように重ねて要望をいたしておきます。

次に、中小企業が海外に進出するには二つのケースがあると思つてます。一つは、親企業あるいは元請企業が海外に進出して、そして下請も一緒に出ていくということが一つのタイプであります。もう一つは、そういったことは関係なしに、自分の企業の製品の一部を海外で安く生産をして、それで安い製品とあわせて全体として企業の利益を確保するとか、あるいは商品の生産工程の一部を海外に移してその商品の価格競争力を高めたいといふ、中小企業が独自に海外に進出するという二つのタイプがあると思つてます。

後者の方でございまして、非常に優良な企業は、海外に進出した現地で、例えばその現地の産業技術の高度化とかあるはさまざまな現地の発展のための投資をしていたり、または現地に適した商品を開発して現地のいい商品を販売するなどして、現地に貢献をしていることが優良企業の場合には非常に多いと思つてます。

ただ、これが残念ながら非常にコストに影響することもありますので、そのような日本の企業が海外に進出して、その地域で日本に対する非難が起らないように地域に溶け込みながら海外の地域の発展のために企業が業績を上げていくという、海外に進出した企業がその現地の発展のために尽くす、そういう投資について無利子融資とかそういった方法が考えられると非常にありがたいと思つてますけれども、そのあたりについていかがでございましょうか。

○政府委員(長田英機君) 海外で事業を行う場合に、現地のインフラ整備につきまして無利子の融資が行えないかという御質問だと思つてますけれども、率直に申しまして、現在無利子融資という制度はございません。

ただ、経済協力基金が出資をいたしまして、そして海外と合併で工業団地をつくつたり、そういうようなことは行つておりまして、現に大連についてそういうようなケースがございます。

○一井淳治君 この法律はさまざまな助成があるわけですが、そういった投資に対して頭からこれを排除するという趣旨ではないと思つてますが、どうですか。

○政府委員(村田成二君) 先生先ほど御指摘になりました例えは現地に適したような商品の開発、そういったものがあらかじめ新分野進出等計画に含まれているという場合には、本法案のいろいろな支援措置の中でも十分な支援がなされるものと思つてます。特に、例えば承認を受けた計画に従つて行われますだいま申し上げましたような商品の開発、販売、こういったものにつきましては財投金利割の特典融資制度、これを用意しております。その適用があるものと考えております。

○一井淳治君 それから、海外で商品をつくつてこれを日本に持ち込んで販売するという最近の形態を見た場合に、今私が申し上げましたように、海外の現地の発展とか海外の日本に対する信頼の強化とかいうことを常に考えながら、相当の投資もしながらいい方向に進んでいる企業も非常に多

いと思います。

他方、非常にひどい場合を言いますと、海外で相当安い商品を開発して、しかも相当安く、相当広範に多くの商品が日本国内で売れておると。そうしますと、そういった商品をまねて、ほとんど同じような商品を別の会社が海外から、本当に半分とかあるいは三分の一ぐらいじゃなかろうかと申されておられますけれども、大変安く国内に仕入れてくる。それで、海外で調達した商品が日本国内でまた激しい価格競争を起しているということも現に起こっています。

そして、後者の場合には海外から商品だけを調達するわけでありまして、地域の発展とか日本に對する信頼とか、そういったことは全然考えないで収奪的に安い商品を調達してくるということもありまして、海外で調達する商品を国内で販売する業者間で大変激しいといえますか、情け無用といえますか、あるいは商業道徳に反するのじやなからうかというふうな関心が実際に展開されていると思います。

後者のようなことばかりが強まってまいりますと、日本の海外での信頼をなくしてしまうのでありましようし、また、本法のように海外の展開を支援する法律をつくってもなかなかうまくいかないと思うわけでございます。

そういったことで、異常なといえますか、あるいはダンピング的な安値で外国で調達した商品を販売しておるような場合に、通産省といたしましてヒアリングなど実情を調査、把握されて、全般的な政策を立てる参考にしていただきたいというふうな要望も私も現地で聞いておるわけでございますけれども、御感想でも結構でございますから、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○政府委員(長田英機君) まず、御質問の前段に關連すると思ひますが、海外に進出した企業がダンピング等のような取引の形態で日本に物を持っていくという点とこの法律との關係でございいますけれども、これにつきましては、この法律は海外進出の計画を承認することになっておりま

すけれども、私は、海外に進出した企業がどこにどういふふうにとんな売り方で商品を売るかというところまでは、この承認の対象にはなっていないというふうなこの法律との關係では考えております。

○一井淳治君 あと、後半の答えをあわせてお願いしたいと思います。これは御感想で結構でございますから。

○政府委員(中川勝弘君) ただいま先生御指摘のケースは、海外で生産されました製品が不当に低い価格でダンピングの形で入ってくるようなケースを想定しての御質問だと思います。

御存じのように、我が国でもダンピングの法制がございまして、当該輸入品が、その輸出をいたしました国の国内価格と比べて輸出価格が非常に低価格でダンピングしておいて、それがまた日本の産業に影響を与えるという場合には、関税定率法に基づきます調査を行いまして、そういう要件に合いました場合にはダンピング課税を賦課できるという制度がございいます。

ただ、私どもの今の日本の貿易の状態を考えますと、御承知のように大幅な貿易収支の黒字になつておりますので、一般的に申し上げて輸入の拡大をむしろ是推進をしているところでございいます。ですが、先ほど申し上げましたような不正な貿易ということが明らかにあります場合にはそういう制度がございいます。

○一井淳治君 次に、産業の空洞化が重大な課題となつております。また、不況の中で、最近では失業率が二・六％と言われておりますけれども、雇用情勢も極めて深刻になっております。

特定中小企業者が新分野進出に当たりまして失業を発生させるという場合には、第十二条によりまして都道府県が職業訓練、転職あっせんをしななければならぬわけでありまして、また、突然大量の人員整理が行われて従業員が何の前ぶれもなく路頭に迷うような社会的に非常識なことが起こつてはなりませんので、第三条第二項の「新分野進出に伴う労務に關する事項」、これは都道

府県知事に対する届け出事項でありますけれども、これには人数の配置、変更、従業員との協議やその意向、退職従業員の再就職の見通し、そういったことががわかれるような事項が含まれていなければならぬのじやなかろうかと考えますけれども、そのあたりのことについてはいかがでございましょうか。

○政府委員(長田英機君) 労務に關する事項についての内容でございまして、この記載事項といひますのは、申請する中小企業者の事務負担の關係、それから計画の内容が当然明らかでなければならぬといふようないろいろな兼ね合いで決めていかなきゃならないといふことで、現在まだ検討中でございまして、計画の開始時期あるいはその終了時期のそれぞれの員数、あるいは新分野進出等に必要な員数、そのような判断に必要な十分事項は記載するというところで今検討を進めております。

○一井淳治君 この法律の施行によりまして、我が国の産業の空洞化だけが進んで、日本の経済がますます沈滞するようになつてはならないと思ひます。

第三条第三項の承認の要件といたしまして、「国民経済の健全な発展を阻害するものでないこと」とか、あるいは「新分野進出等を円滑かつ確実に遂行するために適切なもの」という要件が挙げられております。これは例えは国内部門の大部分を海外に移転してしまつて、当該企業は外国において生き延びていくという私的利益はある、あるいは外国の方では自分の国に企業があるという意味での利益は確保されるけれども、我が国としての利益が全くない、地域の経済や雇用にも悪影響を及ぼすばかりである、そういったケースは承認されないうちではないかと思ひます。そのあたりのことを十分配慮して今後通達など作成していただきたいと思ひますけれども、そのあたりはいかがでございましょうか。

○政府委員(長田英機君) 三条三項の考え方といひまして、私どもはいろいろなケースがあると

思ひますけれども、社会的に認めたいというようなケースを承認するつもりはないわけでございます。

その場合に、今先生が御指摘になられましたような、大部分が海外へ移転してこちへ残るものが非常に少ないというようなケースでございまして、基本的に法の運用に当たりましては、一つのケースをとらえてそのケースごとにどうかということをお話するように必要がありまして、今の先生のお話のように一概にシロ、クロというふうにし上げることはできませんが、いずれにしろそれではなかなか中小企業の方も大変でございまして、何か工夫して見る必要があるかなというふうな考へております。

○一井淳治君 そういう今後工夫をされる中におきましては、「国民経済の健全な発展を阻害するものでない」とか、あるいは「新分野進出等を円滑かつ確実に遂行するために適切なものである」というふうな語句が適切に解釈されるように十分な御配慮をいただきまして作成をいただきますよう要望をいたしておきます。

次に、市町村に承認手続を移管する場合が予想されますけれども、場合によつては、これは例外かもしれませんが、市町村の行政能力が低くて要件の確認などが十分に対応できないというおそれもあることではないわけでございます。都道府県の指導監督が市町村に及ぶのかどうか、そのあたりについてお尋ねします。

○政府委員(村田成二君) 先生御承知のように、できるだけ津々浦々の中小企業者にこの法律をなるべく幅広く活用していただくために、都道府県知事のみならず市町村長あるいは特別区の長に事務を委任することができるとしておるわけでございいます。

ただ問題は、それだけ多数に上りますと、能力の問題は別といたしまして、やはりこの法律に關する基本的な考え方あるいはこの法案自体の基本的な解釈の仕方、そういった点においてややもす

ればそこが出がちなことになるわけでございます。したがって、私どももいたしましては、都道府県あるいは市町村が法案の解釈だとか運用方針につきましまして、いずれにせよ基礎的な部分は共通の認識を持つ必要がある、かように考えております。これがまた本法を円滑かつ適切に実行していくうえであるというふうに考えている次第でございます。

したがって、私どももいたしましては、計画の承認手続というような一番大事な部分あるいはその他の基本的条項の解釈等につきまして、実施要領の形でできるだけ具体的に考え方をあるいは基本的な方針について周知徹底を図っていくということによって、この共通認識を形成していくと考えているわけでございます。

ただ、その通達だけでも不十分な場合には、個々の疑問のケースにつきまして市町村長から都道府県知事に問い合わせ照会をし、さらにそれでわからなければ当庁を含めての関係機関に都道府県知事を通じて御照会いただくということをもつて実効性を担保してまいりたいというふうに考えております。

○一井淳治君 次に、この法律による支援措置でございませうけれども、これを早急にそして確実に実施していただきたい。

まず第一に金融上の措置ですけれども、法律の五条と六条に記載されております。これが直ちに実施されるものと思っております。特に五条第一項は政令が出てくるわけでございませう。この政令も直ちに施行するようにお配りをいたしまして、また九条の方では「必要な資金の確保に努める」ということが書いてあるんですけれども、その点につきましては補正予算の方で十分早急な対応をしていただきたいと思いますけれども、そのあたりのことについての御説明をいただきたいと思っております。

○政府委員(村田成二君) 先生がただいま御指摘の五条、六条、五条が「中小企業近代化資金等助成法の特例」ということで、いわゆる設備近代化資

金の関係でございませう。それから六条以下が「中小企業信用保険法の特例」を規定してあるわけでございませう。この設備近代化資金及び保険の特例につきましては、本法案を御了解いただきまして関係政令をなるべく早く定めたいと思っております。すけれども、それが公布、施行され次第直ちに適用に移りたいというふうに考えております。

また、御指摘の五条一項の設備近代化資金に關します政令でございませうが、これは設備近代化資金の償還猶予の期間、これを定めているわけでございませうが、その期間につきましても法律では「七年を超えない範囲内」と書いてございませうが、その一番最大限の七年ということはこの法律の施行、あるいは関係政令の公布、施行と同時に内容を定めたいというふうに考えております。

それから、御指摘の第九条でございませうが、これは「資金の確保」ということでございませうが、内容といたしましては、中小企業金融公庫あるいは国民金融公庫等を通じて低利融資制度、それから中小企業事業団の高度化融資制度、この二つが主たる点でございませう。これは先生御指摘のように入補正予算で手当てすることになっております。現在補正予算案を編成中でございませうが、国会において予算が御了解いただければ、成立後可及的速やかに実施に移してまいりたい、かように考えておる次第でございませう。

○一井淳治君 それからもう一つ、第十条に税制上の措置ということが書かれていますが、こちらの方も、法に規定されておりますように、確実にこれが実現するように要望をいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

中小企業の海外への展開につきましては、中小企業はそれほど技術の蓄積もありませんし、また海外での法的な知識あるいは人間的なつながりもありませんから、現実には非常に困難を来している。外国の例を引いたらあれですけれども、人の言うところによりますと、アメリカ大使館などは相当地域に草の根的に浸透しておいて、企業が進出する場合の応援も相当完備しているような話

も聞くわけでございませう。日本の場合にはお役所の方の、特に外務省の援助がなかなかいただけないので、通産省としても少し中小企業も海外に進出できるようなさまじな御支援がいただければと思ひますけれども、そのあたりはいかがでございませうか。

○政府委員(長田英機君) 通常、各地の大使館には経済担当がおりまして、そういう経済を担当している者がいろいろ現地へのお世話をしていてと思ひますが、員数の関係とかそういう点から必ずしも十分じゃない面があるかと思ひます。

そこで中小企業庁といたしましては、中小企業自身への対策といたしまして、例えば情報面では中小企業事業団がいろいろな情報提供を行う。それからジェトロ、日本貿易振興会でございますが、ここにも海外のいろいろな情報がありますから、その提供を行うというようなことをやりましたり、あるいはノウハウの提供のために中小企業事業団が海外投資のアドバイザー制度をつくっている。アドバイスをするというようなこともやっております。

また、国内だけではありまして海外におきましても、日本貿易振興会、ジェトロそれから中小企業事業団、あるいは現地の法律事務所とか公認会計士の事務所とか、これは海外でございませうけれども、それからの方でいろいろ相談事業をやったり、それからセミナーを開催したりして、いろいろ大使館以外の面でも一生懸命そういう施策を展開して中小企業者が行きやすいようにしているところでございませう。

○一井淳治君 御説明がありましたように、現在さまざまな御努力がなされているということ、私もよくやっていると申ひますが、やはり中小企業が海外に展開するにはそれだけでは極めて不十分なところもありますから、今私の方でお願いしたような問題意識を持ちながら、一層行政の立場で充実していくように御努力をいたしたいと要望申し上げます。

次に、きょうは中小企業との関係ということで特許行政についてもお尋ねをさせていただきたいので、特許庁からお願いをいたしたいと思います。あつと残された時間、よろしく願ひしたいと存じます。

特許行政につきましては、現在、審査処理の促進、大量出願対策あるいは意匠、商標の機械化とかペーパーレス計画などの課題があつて、これが進められていまして、そのようなことも含めまして、特許庁は今後十年間のうちにどのようなことを実施していくかとされておられるのか、そのあたりの今後十年間の特許行政の方向について御説明を伺ひます。

○政府委員(麻生渡君) 今後の特許行政の長期的な展望でございませうが、大きく二つ課題があると考えております。

一つは、今先生が御指摘になられましたように審査の促進の問題でございませう。平成四年でございませうけれども、出願件数は八十一万件というところで非常にたくさんのもので出願をされております。また、このような出願がたまっておりまして、未処理案件も約百万件あるというふうな状態でございませう。そういう中で鋭意審査の促進をやっておるわけでございませうが、どうしてもおくれぎみである、国際的に見ましてもおくれおくれというところでございませう。現在審査官の増員、あるいは今お話がございましたようなペーパーレス計画、これを鋭意推進いたしまして審査の短縮、迅速な処理ということに努めておりますが、これも今後非常に長い課題でございませう、この審査促進をまず進めるといことが第一の課題でございませう。

第二番目は国際的な問題でございませう。技術革新は世界的にどんどん進んでおりますし、また企業活動、これも国境を越えておるという状況でございまして、産業活動の基礎的な制度でございませう。特許その他の工業所有権制度、これを国際的に調和させるとい課題がございませう。現在、ワルグアイ・ラウンドの知的所有権交渉あるいは世界

知的所有権機構の特許調和条約、あるいは日米包括協定の二国間協議というようなきまざまな場でこの世界的な特許制度の調整のための作業が行われております。私どももいたしましては、産業活動の世界的な円滑な展開を助けるという意味でもこの調和のための努力に一層傾注いたしまして、またそれに対応いたしまして、国内の制度も国際化をしていくことに努めてまいりたいと考えておるわけでございます。

○井澤治君 通称ハーモ条約ですか、この批准の問題あるいは大量出願対策の問題、これらについてもう少し具体的な御説明をいただけませんか。

○政府委員(麻生渡君) 第一のハーモ条約でございますが、これは世界的な所有権機構で現在交渉が行われておるわけでございます。世界の特許制度、これが食い違いがあるということで、できるだけこれを統一する。特に非常に問題なのは、日本、ヨーロッパの制度は非常に共通点が多いわけでございますが、アメリカの場合にはこれらの国と非常に違っておるといふ点がございまして、端的に申しまして一番大きな違いは、日本あるいはヨーロッパは先願主義をとっておるわけでございまして、アメリカは先発主義をとっておるというふうなことでございまして、発明の認定の仕方が根本的に違っておる。そのために特許をめぐる申請の難易あるいは紛争というものが非常に激化しておるといふことが要素の一つになっておりますから、これを統一しようということでございます。

現在、このWIPOの方の交渉では先願主義へ統一しようという方向で交渉が行われておりますが、昨年の九月に出ましたアメリカでの政府への勧告はこのような方向を受け入れるということでございますが、その後政権が変わりまして、もう一度見直しをしておるといふような状況でございます。そのために、本来、ことしの七月に外交会議を開きまして最終的な条約をつくるという予定であったわけでございますが、これが延び

ておるといふような状況でございます。いずれにしても、アメリカの内部の検討を急いでもらいますと、何とかこの際、非常に世界的に盛り上がりつつあります制度統一のために一層日本としては努力をしていきたいと考えているわけでございます。

それから大量出願の問題でございますが、これは例えば特許の場合でございますが、日本は年間に約三十七万件の特許が出る。それに対してアメリカの場合には十六、七万件であるというふうなことでございまして、日本は世界的に見ますと非常に大量出願国であるということでございます。これは日本の産業の活力をあらわすわけでございまして、それ自体は非常に結構なわけでございまして、一方で私どもの処理という点から見ますと、大変大きな処理量を抱えておるといふことでございます。

このために私どもは大きく四つの対策をしております。一つは先ほど申しました増員でございます。もう一つはペーパーレス計画ということでございまして、これは事務処理あるいは先行発明の検索の徹底的な電子計算機化ということでございまして、三番目は、外部のいろいろな知恵をかりとることでございます。先行技術の調査などにおきまして外部の民間のいろいろな識者、経験者の知恵をかりていくということでございます。四番目は、非常に特許が多いわけでございまして、実は出願されたものの約三割しか特許になつていないということでございます。ですから、大量に出願しております企業に対しまして、出願の厳選をお願いするということでございます。

○井澤治君 今後、特許庁におかれましてはさまざまな施策を実施されると思っておりますけれども、実施される場合には、十分周知される手段を尽くされることと、また事前に弁理士会や関係団体の意見も十分徴せられて、合意を得ながら施策を推進していただきますよう要望します。

題になっていきますけれども、現在どのようにお考えになっておられるのか、あるいはどのように今後対処していくのか、ごく簡単に結構でございますから、御説明いただきたいと思っております。

○政府委員(麻生渡君) 弁理士制度は工業所有権制度を支える非常に重要な制度でございます。しかしこの制度も、最近のように技術の革新が非常に速い、あるいは国際化が進んでおるといふ状況の中では、当然弁理士さんの役割あるいは機能も変化するというふうに認識をいたしております。したがって、この変化する役割にどう対応するかという観点から弁理士制度のあり方を当然検討しなければならぬと考えております。

弁理士会におきましても、そのような認識のもとに現在そのあり方について検討しておる最中でございます。また、私どもも庁内に検討会を置きましていろいろな角度から弁理士制度を検討いたしております。また、ユーザーでございます日本特許協会、こちらの方でも依頼者の立場から検討しておるといふ状況でございます。これら三者の検討を総合いたしまして、法律をどのように変えるかということを含めてまいりたいと考えておる次第でございます。

○井澤治君 最後に、実務上の改善についての要望をさせていただきます。一つは審査の促進という観点からでございますけれども、審査官などが一つの意思決定をされる、例えば拒絶理由通知を出そうとかあるいは登録査定をするという意思決定をされたから、その意思表示が特許庁の外へ出ていく時間、書面の場合には、意思決定をなさってから実際に特許庁から発送される発送日までの間に四捨五入をすれば一月ぐらいの日にちがまだかかっているところがございます。平成二年十二月以降のいわゆるペーパーレス化された部分については、これは機械化されて改善されておりますけれども、それ以前の特許・実用新案あるいは商標、意匠については、そのように意思決定がされてから実際に特許庁から意思が発送されるまでに時間がかかっております。

で、この点の追いつくための改善の一つは要望いたします。

もう一つは、例えば出願とかあるいは審判申し立てとか、基本的な申し立ての場合には出願人、審判申立人の住所、氏名あるいは代表者の名前などを書くのは当然でございますけれども、中間手続においては書類の同一性さえわかればいいわけですから、出願番号あるいは審判番号と補助的に出願人名あるいは審判申立人名を記入すればいいわけにして、あと中間的な手続につきましては、住所とか代表者の名前とかあるいは発明の名称とか、商標につきましては分類とか区分とか、そういったものは書かなくてもいいのじゃないか。特に納付書のあたりになりますと、要するに特許庁に納付してお金が入ればいいわけですから、出願人が数名ある場合に一人数人の住所、氏名を連記する必要はないんじゃないかと思っておりますので、そういう事務の改善。

以上二点を要望申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○山下栄一君 法案に即しましてお尋ねしたいと思っております。

中小企業者にとっては、新分野への進出というよりも、極めて厳しい長期にわたる不況の中で悪戦苦闘しておるといふような現状では決断が非常に容易ではない、このように思うわけですが、この法律の実効性を高めるために、午前中も先ほどもお話ございましたけれども、中小企業者へのバックアップ体制が具体的に必要である、このように思います。

午前中も、具体的な示唆を与えるために、新分野進出の成功例の情報を蓄積してそれを提供するといふようなお話がございました。具体的にこの新分野進出の中小企業者の方の相談に乗れるような体制、特に情報提供のネットワーク化といったか、これは具体的にどの程度整備されておるか、また整備の強化ということが必要ではないか、このように考えるわけですが、この点いかがでしょうか。

○山下栄一君 この法案の十一條の指導、助言、特に都道府県の場合も「行うものとする。」と書いてあるわけですが、特に都道府県、場合によっては市町村の窓口の体制ですけれども、実際に中小企業者が計画を作成する段階、ここで県が具体的にアドバイザー、指導できることが必要だと思ふの

○政府委員(村田成二君) 幾つかごいますけれども、まず第一は、新分野進出等計画あるいは事業開始計画に従つて事業を実施するに必要な設備資金等につきましては、中小企業金融公庫あるいは国民金融公庫等からの特別の貸付制度、現在の金利水準で申し上げまして三・六％程度を予定し

通産省といたしましても、雇用の安定は非常に重要な問題だと考えておりまして、労働省ともともに雇用の安定には最大限の配慮を払っていきなす。

経済の新たな活路を開くために中小企業の挑戦を支援する。こういう観点から本当に大事な法案であると思うわけですが、最後に大臣の御所見をお伺いして質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(熊谷弘君) 委員も御指摘のとおり中小企業が全般的な日本経済の構造転換の中で

変な状況に今遭遇しているわけでございます。そういう中で、私どもは中長期にわたる構造改革を進めていこうとしているわけでございますけれども、とりわけ中小企業が構造転換のきなかで厳しい道のりを歩まざるを得ないと、一刻も早くこの状況に対応できる体制をつくっていききたいというのが本法の提出理由の大きな柱でございます。

もちろん、中小企業が生き抜いていくためには、まずみずからの努力が必要でございますし、みずからの決意が必要でございます。しかしながら、中小企業であるがゆえに構造転換ということになりますとなかなか自力だけではこの構造転換を乗り切ることができないわけでございます。そして、そうした状況を考えましてこうした法案を提出しているわけでございます。

しかしながら、これだけですべてがたちまちにバラ色になるかという決してそうではございませんで、私どもはマクロの経済運営、適切な成長政策、そういうものも必要だと思ひますし、また規制緩和を初めとするミクロの政策も重要であろうと思ひます。そういう中で産業構造政策も重要でございますので、そういうものを三位一体として構造改革に産業政策として取り組もうとしているわけでございますけれども、とりわけ中小企業は、その中で厳しい状況にある、そういうことでございます。この法案をぜひ早期に成立させていただきまして、そしてその施行の過程の中で、先ほど申し上げました大きな政策の枠組みと並行しながら中小企業のますますの強化発展に私どもは努めてまいりたいと思ひているところでございます。どうぞよろしく願ひいたします。

○小島慶三君 だんだんと午前中から議論が進んでまいりまして、なるべく重複した質問にならないように努めてまいりついででございます。

初めに自己紹介をさせていただきますと、私の生まれた家が埼玉の農村地帯の中の農村工業、本当の意味の商工業で、足袋というものをつくっておったわけでございます。この足袋を父が始めましてから七、八十年になるわけですが、そ

の間、経済の動きにつれて本当に浮沈を重ねて一喜一憂して我々一家の者はきたわけでございます。そういうことで、中小企業問題については私は非常に大きな関心を持っておるわけでございます。

先ほど一井先生がおっしゃいましたように、この間高崎へ現状視察に参りましたときに県の団体の方から、今の細川政権は政治改革ばかりに力が入っちゃって景気対策という面にタイムリーな手が打てないんじゃないか、こういうお話がありまして、私は、そんなことはありせん、一つには財政と金融のポリシーミックスをやりました、それから輸入促進もやっております、円高還元対策もやりました、規制緩和もやりました、年末までにはさらに数百項目にわたる規制緩和ができると思ひますと、こういうお話をしたんです。

けきの東京新聞を見ていますと、日本総合研究所というところで、規制緩和がうまく行われた場合、全体の需要創出効果は四十五兆にもなる、ただし輸入が三十三兆ふえるのでネット十二兆の増である、これでもGDPの増は二・六％になりますから相当なことが考えられておるわけでございますが、その結果雇用が百二十万人ふえて、失業率も今の二・六％、実質は六・七％ぐらい高いと思ひうんですけれども、それを一・五％下げると効果がある、こういう記事が載っております。

ただ問題は、やはり規制緩和という場合にはかなりの痛みを伴うということがあると思ひます。今までの既得権、そういう言葉が適当かどうかわかりませんが、それに安住していた人たちはやはり痛みを伴うということでございます。ですから、景気対策としてプラスの面ばかりではないというふうに思われるわけがあります。

今回のリストラ法案も若干それに似たようなところがあつて、景気対策とだけ言つてしまふには、もっともつと構造対策ということでもその面が大きい。したがって、この法律が本当に効果を上げていくには、目先のことじゃなくてやはりある程度時間がかかる。その間にはやっぱり痛みを伴

う。転業というのは必ず痛みを伴いますから、そういうことはあるのではないかと思ひます。

それで、私どもとしてはできるだけ景気対策になるような面を先に出して、そして全体の経済政策の中に中小企業対策というものを位置決めしていくということが肝要かと思ひます。でございますが、これは通商産業大臣にお伺ひをいたしたいんですが、どういふふうな今の景気対策の中で中小企業対策を位置づけられるか、この法案の位置づけ、そういうことにつきまして大局的にひとつお話をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(熊谷弘君) 学識深い小島委員に私どものような浅学非才の者がお答えするのはまことに内心じくじたるわけでございますけれども、私は、現在の経済の不振というのは、単なる景気後退というふうな議論で片づけられる問題ではないと思ひます。

これは、過般の一般質問でお答えした中でも私なりの意見を申し上げてきたわけでありまして、今回の不況というのには二つの意味がございます。一つは、これはそれぞれの委員からも御指摘をいただいていることでありますが、何よりも戦後の不況の中で日本経済の内的要因による不況という初めてのケースでございます。すべて外のかかわりで天井にぶつかつて不況になつていく、あるいは外からの衝撃が来て不況になつていくといういわば外傷型の不況じゃなくて、あえて言えば成人病的な不況だ、まさに内部要因による不況だということが今回の不況の大きな特徴だと思ひます。

第二に、今回の不況の意味合いというのは、もともと景気の循環というのは資本主義経済、市場経済の一つの特徴でございますけれども、インフレになつたり不況になつたりするというのはその市場経済なり資本主義経済というものの一つのリズム、調整プロセスでございます。これはある意味ではもう必然的なものであります。しかしながら、今回の場合は、日本経済はさまざまな景気

対策なるものがとられたにもかかわらずしたる効果がないという御批判をいただいているゆえんのもの、日本が今までとは違う市場経済、資本主義経済の体制に入つてきているということを示しているのではないかと。ですから、現在の不況がどのようなものであるかということを認識することによって対策は全く変わってくる。

そこで、先ほど御視察に出かけられたときに現地の方から御指摘をいただいたというのは、現地の方はまさに従来型の政策をとれば景気がよくなるはずだという御認識のもとで言われているんだらうと思ひます。でありますけれども、私は政治改革を優先しなければ今回の景気対策というものが本当の意味での経済再生策たり得ない、そこに来ているんだというふうに考えているわけでございます。

規制緩和と一口に言ひますが、まさに小島委員が御指摘になられましたように、私は現在平岩研究会がやられて出された中間報告を丁寧にやつていくだけでも大変なことだと実は思つております。まして、今後内外価格差の是正その他の構造政策をやつていくことになれば、これはさまざまな利害を克服して新しい地平線に日本を導いていく作業になるわけでありまして、

私は、実は政治改革論議をずっとリクルート事件発生以来やつてまいりました。私どもも当時は自民党の中におりましたけれども、いわば内なる古きを克服するために懸命の努力をしてきたわけでございます。さまざまな政策との絡み合いの中で、やっぱり政治改革というものをやらなければ、そうした大胆な政策、構造改革はとり得ないというのが我々の達した結論でございます。経済改革も行政改革もすべて軌は一でございまして、そういう意味で私どもはそのことを国民の皆様によつぱりきちつと説明をしていかなければならぬのでないかと。目先の項目の数とか、ドレッシングされた金額とかというものを披露して景気対策と呼んでも、もはや経済はびくりとも動かないという状況ではないか、こう私は考えているわ

けてございます。

そういう中で今日のリストラ法案、中小企業の法案を提出した理由と申しますのは、細川内閣におきまして発足当初まず経済の情勢の共通認識を持つと、そしてその上でやはりまず緊急に国民の心配にこたえる必要があるということで、一月に満たぬ作業日程の中で緊急対策を取りまとめたわけでありましたが、その視点というのは即効性のある景気対策はさることながら、やはり中長期の構造政策の第一歩を踏み出すものにしたというところでございます。今回のリストラ法案もそういう視点に立った中小企業政策である、即効性のある中小企業安定、いわゆる金融対策その他についても別途に講じているわけでございまして、そういう位置づけであるということをお願いいたしたいと思っております。

○小島慶三君 大変適切な御指針、御見解をいただきましてありがとうございます。

次に、この法律案が対象とするのは一体何かということなんでございます。

それで、中小企業という世界のうちの小企業対策の中で中というが入っているのは日本だけだと、日本はそれだけミドルというもののウェイトが高いんだということを私の恩師の山中篤太郎先生がおっしゃいました。私もそのとおりだと思えますので、日本はそういうことから見ますと大企業、中企業、小企業そして零細企業とピラミッド型というのをなしているということであらうと思うのでございます。

それで、今回のこの法案というのはそのうちのどの辺のところを主に対象としておられるのか。もちろん開発型の企業あるいは独立系の企業というのはそれなりに力もありますし、技術もありましますから、それはそれでやれると思うんですが、むしろ下請とか又請とか、そういうふうなところは恐らく分類としては下の方が対象になるのかなと考えておたわけでございますが、その辺はいかがなものかございましょうか。長官にひとつ伺います。

○政府委員(長田英機君) 本法が対象としたものは、御案内のとおり製造業では資本金が一億円以下あるいは従業員が三百人以下ということが一応原則的に対象になるわけでございます。そして、そういう中小企業の中で、いわゆる経済の構造的な変化の影響を受けている業種に属しているという一つのスクリーンがございまして、

その上でもう一つ、生産額とかあるいは取引額が相当程度減少しているというスクリーンがもう一つございまして、生産額や取引額が相当程度減少しているというその数字をつくり出す場合に、生産額が相当減少しているもの、生産額がそれほど減少していかなくても輸出比率とか下請比率が高い、その二つの範疇を頭に置いております。どういうことかと申しますと、かなり事業活動が大変になっている方と、それから下請企業のような人とかあるいは輸出型の産地で円高で非常に輸出比率が高いので困っている、そのような企業が対象になりまして、特にその中小企業の中で大中小とのあたりかなというところはちよつとはつきり申せませんけれども、そういうような一つの群を対象にして助成措置を講ずることになっております。

○小島慶三君 ありがとうございます。

恐らく、こういう産業からこういう産業へといったような形のビジョンというのはなかなか描きにくいんだと思うんですけれども、これからのさつきお話の出した産業の質的な展開とか、あるいはレベルアップとか、その辺のところをねらって大きな流れを巻き起こされるということではないかと思うんです。ですから、従来ですと一辺倒で外へ出ていく。例えば、日本のまねをした中国の郷鎮企業なんというのは千二百万ほどこれはつくられたけれども、全部これは輸出に特化していくということでは外貨を稼ぐ必要を資本財を買う、日本がかつてやつたようなコースをとっているわけでありまして、日本はむしろその段階でなくて、輸出一辺倒というよりもむしろ内熱といえますか、内に熱するといえますか、そういうことが恐らく必要になってくるのではないかと

と思うのでございます。

それで、次に中小企業の転換能力ということでございまして。

なかなか牛を水のところで引つ張っていても水を飲まないということでは困りますが、そういった意味の転換能力というものをどのようにお考えになっておられるかということで、私の家の経験から申しますと、私の家は、忍藩で下級武士の内職が青じまというものでした。一時使われなくなりまして、今はジーンズなんかでかなり使われておりますが、その青じまをつくらううちに、需要が限られているものだから、作業衣とかあるいは大工さんとか屋根屋さんとかそういう方の使用、あるいはゲートル巻きをつくるとか、そういうことでだんだん需要、マーケットが変わってまいりまして、それじゃ何に転換しようかというので、一大決心で足袋に転換したわけでございます。

足袋も一時華やかな時代があったわけですね。それで、私どもは行田地区の足袋でございますが、これはもうかなり零細であるにもかかわらず一大産業団地になりました。それで、これが大阪の福助さんといったような大企業とも十分拮抗して伸びてきたわけでございます。それには一つのノウハウというかそういうものがありまして、徹底的に作業工程を分業化する。足袋のあんなものでも二十五工程ぐらいあります。ですから、それを分割して分業形態をとる。さらにその分業をもとにした協業というものを進めるといことで、これはかなりな力になって転換していったわけであり

ます。それからその次に、足袋がだんだん売れなくなりました。これはおきになる方もなくなつて、例えば屋根屋さんとかそういう方は足袋をはかれますけれども、あとは室内用という形で使われるということ、だんだん需要が減ってまいりました。困ったと思つて間にはいわゆる軍需景気が次々に起きてまいりました。日清とか日露とか欧州大戦とか、その軍需景気というのはどうい

とかと申しますと、船の上で足袋をはけば滑らないわけですね。だから艦上足袋と申しておたそうですけれども、そういう時代があった。しかし、これは戦争が済むとばつたりなくなつて、今度は学童服とか作業服とかそういうものをつくり始めたわけでございます。したがって、その辺の転換は非常にスムーズだった。

しかし、今度の戦争の後でそういう需要も見込めなくなりまして、ファッションに転換した。ところが、ファッションに転換するにはかなりのデザイン能力が必要であるということで大変苦勞したわけでありまして、それから最後の転換としてICに転換したわけでありまして。これは女工さんの手先の器用な労働力がありますから、それをそっくりICに転換した。ところが、ICの方は初めは末端の作業は労働集約的だったんですけれども、これがだんだんに機械化されてまいりました。その機械化というものが急ピッチで、せっかくの女工さんの指先のしなやかな労働力がこれも余り意味がなくなつてしまいましたということ、転換の最後に私の家は失敗したということになるわけでありまして。

そのときに一番問題だったのは、やはり大企業とのジョイントベンチャーを組んだということが非常にミスでありまして、これは大企業の設備投資能力と比較になりませんから合併といつても一緒にやっていけないわけですね。それでだめになつてしまったという経験がございまして。

ただ、これは転換と申しまして、全部ミシンを使うわけでありまして、いわば異業種への転換というよりもミシン産業といったような展開であつたと思ふんです。

だから、恐らく今度の場合も、そういう従来の作業なり生産工程の延長でやれるところは余り心配がないんだらうと思うのであります。むしろそれよりも心配なのは異業種交流ということで、それがあつた程度のお互いの結びつきを持って展開していく、こういうところはどういうふうな支援、応援をしていったらいいかというのがかなり問題

になるのではないかと、思うのでございます。そういった転換能力の問題について、これは後でまた御質問させていただきますけれども、一に金であり、二に技術であり、三にシステムであるというふうに私は思っております。

中小企業庁の方の今度のこの法案を通じてのそういった転換能力という問題についてのお考えを伺いたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○政府委員(村田成二君) 大変難しい御質問ではあるのですが、私もこの法案をつくるに際しまして、実際中小企業の現場でどういう苦勞が新分野システムについて考えられるか、いろいろな調査をしたわけでございます。今、一に金、二に技術、三にシステムとまきしくおっしゃったわけでございますが、私どもの調べた感じでもほぼ似たような感じがいたしております。

ちなみに申し上げますと、一つは、技術開発力、商品開発力がどうしても自分たちだけでは不足であるという中小企業者が相当数に上っております。それから二つ目は、資金調達、設備投資その他のいろいろな開発から実際の商品化までの資金コスト、その負担に耐えられないというのの相当数に上っております。それからまた、システムというところは非常に難しいわけでございますが、実際問題として新分野に進出したところでどういふような販売ルートを見つけていったらいいかわからない、あるいは自分の技術シーズを十分生かした形で商品開発、あるいはその販売に至るまでのシステムチックな戦略が組めないというの、もこれまた非常に大きな数に上っているわけでございます。

私もとしましては、そういった今申し上げましたような点に着目しつつ、これはもちろんいろいろな既存の制度もございしますが、その制度の活用も図りながら、しかしさらなる支援措置の充実を期せないかということで本法案を組み立てたつもりでございます。

○小島慶三君 ありがとうございます。

初めの金の問題なんですけれども、私は、全国に二十ばかり小島塾というのがあります。そこを時々訪れているわけですが、どの地区へ行きましてもやはりこの金の問題というのが非常に深刻であります。要するに、金が流れてこないというのが共通の訴えであります。ですから、去年十兆、ことし十三兆、そしてさらに六兆というふうな三十兆近いいわば呼び水があるにもかかわらず金が流れてこないというのは一体どういうことかと。

この間北海道へ参りましたときに、みんなが集まっていろいろお話をしておりました。その中で、こういうことが出てまいりました。これは笑話のようなんです、もっと深刻な問題なんだと思うんですけれども、例えば札幌の銀行屋さんの集まりでこういう話が出たんですね。それはどういうことかといいますと、このごろ銀行の合言葉と云うのがカツカシシュウというんだそうです。カツカシシュウというのはどういうことかというところ、回収したやつが勝つ、回収したやつが生き残ると、こういうことなんだそうです。

それで、若干悲鳴みたいな話がそこから出てまいりまして、とにかく銀行へ行ってもやれ担保だ、やれ貸し付け条件だということてなかなかスムーズには貸してくれない。一遍金を返せと言われて返せばまた貸してくれるかと思うと貸してくれない。そこで、自分のところでやるとなれば、銀行の業務としては面倒を見てやるわけにはいかないから信用保証協会に行け。信用保証協会というのはそういうぎりぎりのところで助けてくれるものだと思います。これもやれ担保だやれ何だ、銀行と同じようなことをやって、銀行といわば信用保証協会の間でキャッチボールされていると。こういう話が出てまいりましたので、これではやっぱり信用保証協会がせっかくなつても余り役に立たないなという感じを強く持ったのであります。その辺は私もいろいろなケースを聞いておりますけれども、聞くにたえないような貸し渋りの状況というのは、これはもう今は中小企業者の怨嗟の的になっていると私は思うんです。

こういう点で、なかなか法律事項としてはできないでありまして、そういった貸し渋りの解消策といえますが、こういうことについてはこの法案がうまく実施されるまでにはかなりいろいろな曲折があると思うんですけれども、焦点になるのは金だと思っておりますが、この辺どういうふうにお考えでしょうか。

○政府委員(長田英機君) 最近の情勢を見てみますと、先生の御指摘のとおり、まず政府系の中小公庫、国民金融公庫、これは貸し付けが非常に伸びております。今ここにありますデータでは、日銀のデータですが、中小公庫は貸付残高の伸び率でいきますと、九月は前年の九月に比べて一〇・七％伸びております。それから国民金融公庫は九・〇％、これも九月でございますが伸びております。七月のこれはデータでございますが、都市銀行が三％ということでございます。

そういうことで政府系の金融機関が民間の金融機関に比べて伸びているということが一つ、それからもう一つ、今保証協会のお話がございました。これは前回の不況のときなんかいろいろそういう話がございましたが、実は今回は平成五年度上期の実績でございますけれども、前年に比べて金額で八・七％、件数で一・二％伸びています。八・七％ですから少ないか大きいかわからない評価は難しいかもしれませんが、今の市中銀行の貸し付けの伸びなんかには比べれば伸びているわけでございます。

そこで、民間の銀行の貸し付け態度でございますけれども、実はこの九月十六日の経済対策におきまして民間の金融機関の貸し付けの問題がやはり議論になりました。金融当局におきましても過度に消極的な融資姿勢をとるな、そして健全な経済活動に必要な資金が円滑に流れるように適切に対応しろと、こういう通達を銀行局から発しておりました。指導をしております。この指導は何回も行われておるわけでございますけれども、今回もこういう指導をいたしまして、私どもとしましてはこういう果敢の指導を通じて実効が上

がっていくように期待しているということが現在の心境でございます。

○国務大臣(熊谷弘君) 中小企業庁としてはこれから迎える発言の限度だと思っておりますが、私は通産大臣というよりは国務大臣として、まさにこの中小企業金融の苦しさを醸し出す金融システムというところに、我々が今後規制緩和を含めて構造改革を最もやらなきゃならない分野であることを示していると思っております。

委員も経済分析家のお一人でございますから御案内だと思っておりますけれども、短期プライムレートは、九月に落ちてからびたつと張りついてびくりとも動きません。この世の中で、自由である価格が全く同じレートで一日も動きもしない、四十兆円のマーケットですよ。こんなばかなことがありましか。

競争もない、談合も行われる、規制はがんじがらめ、不良債権問題が私は今度の景気の低迷の大きな原因だと思っておりますが、ほとんどデータはデイスクロージャーされない、何か言えば信用秩序が壊れると云う一切やみからやみと、こういうことがまかり通つておつて景気がよくなるわけがない。私はそういう意味で、こういうたぐいした結果は我々がやがてはぎ取らなければならぬときが来ると思っているんです。ただ、力でおつても物事には順序がございまして、何年たつても逃げないわけですから、やっぱり一つ一つ積み上げながらやっていかないと、従来の不景気と今回の不景気というのは同じ不況問題でもわけが違つていうのがここにもあらわれていると私は思っております。

そういう意味で、委員もそうですし、我々も国民の方々といういろいろ日々接触するわけですから、やはりかみ砕いて、いかに今回の日本経済のかかっている病が重いのかということをよく理解をしていただいて、それにはただばんそうこうをつけるだけではだめなんです、やはり根つこのところメスを入れなければだめなんです。金融一つとっても、私は、単純に銀行に命令をしてみ

ところで、はあさようでございますかというところで済まされて何一つ動かないというこの今の事態を見れば、やはり金融も含めた徹底的な構造改革をやらなければならぬというふうに思うところでございます。

○小島慶三君 大臣の熱意ある御答弁で、大変私も感銘を深くいたしました。

それで今のように、例えば大蔵省で通達を一本出しても、これはなかなか効かないと思うんです。だから、何か駆け込み寺でもないんですけれども、そういうクレームを聞いてやって、具体的に銀行に対してはもうちょっと面倒を見てやれとか、そういうふうな何か話をするところはできないものでしょうか。

○政府委員(長田英機君) 私もちよつと細かくは知らないんですが、商工調停士という人が商工会や商工会議所におります。ちよつと正確な数を知らないんですが、この間その全国集会がございまして、そういう方々が中小企業の相談に乗って金融機関に話をつなぐ、いろいろなビジネスの経験をした方々がそういうことに任命をされてそういう役割を一生懸命やっております。最近是非常に大活躍なそうでございます。

○小島慶三君 何かそういう權威ある機関がでないものかと私は思うのでございますが、これはひとつ御研究いただきたいと思ひます。よろしくお願いいたします。

それから、次に技術の問題なんですけれども、なかなか技術の保有についてはコンサーバティブな企業もありますけれども、しかし逆に自分の開発した技術というものを實現するチャンスがないままに、いわばため込んであるという企業もありまして、そしてそういうところからはいろいろなルートを通じて企業へ出ていくわけでありまして、ですから、そちらの方は割に出しやすいんですけれども、じゃ逆に、自分は今までの仕事との関係でどういう技術が求めれば与えられるのか、こういう仕組みといたしますかそれが非常に大事だと思ひます。

私ごとになって恐縮ですけれども、私がかつて兼任してましたテクノマートの関係もありまして、これはオンラインで必要な技術、ニーズをつけてそれに対するアンサーが返ってくる、こういうことで、なかなか仕事としての展開がうまくいかなくて苦労いたしましたけれども、これなんかは使えば使える組織なのではなからうかというふうに思うわけでございます。

それで、こういう技術が欲しい、そういうデータをとってみたいなら、これは驚くべきことに、一位が水耕法の技術でございまして、それから二番目がアワビの一貫的な栽培システム、それから三番目はキノコでして、四番目に小麦の二次加工というのが出てまいりました。そういうふうにならうと農業と工業との間にはそういうニーズが転がっているんですね。これは今まで農村が閉鎖的であつた関係もありまして、そういうところとにビジネスチャンスというのはいかにもあるということを示している、んではないかと思ひます。

とにかく、ベストテンの中の四つまでが農業関係なんですね。だから、工業と農業が縁がないというふうにお考えになるとそれは違ふのでありまして、かなりお互い地域的には密接に交流できるチャンスがあるんだらうと私は思つております。

ですから、地域の活性化にいたしまして、やはり生命系と申しますか、そういうふうな結びつき、コンプレックスがかなり重要なのではないかと、このように思ふんですけれども、中小企業庁さんの方にもそういう技術移転の仕組みというのはいろいろありなると思ひますので、その辺を少しお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(村田成二君) 先生御指摘のような発想に基づきまして、既に中小企業庁といたしましても、昭和六十三年からいわゆる融合化法というものを施行いたしましていろいろな事業を行つていくわけでございます。この融合化法におきましては、分野の異なる中小企業者間のそれぞれの知識のマッチング、融合を図る、それを活用した研究開発を行うというのを第一目的といたしております。

ます。それから第二に、こうした異分野の融合化によつてもたらされた技術成果をどう利用していくか。それから第三目は、その成果の利用を實際のマーケット、需要ニーズにどう結びつけていくか。こういったあたりを総合的に支援していこうというのがこの融合化法のそもその趣旨、目的であるわけでございます。

こうしたことで、六十三年に本法施行以来、大体二百四十件弱の計画承認をいたしましていろいろな事業を行つておるわけでございます。

それからまた、實際問題としまして、このような融合化を進めるに当たりましていろいろな交流の場というものを設けていくことが何よりも肝心でございまして、そういった観点から中小企業事業団あるいは都道府県がそれぞれ異なる分野の中小企業同士の接触の場、交流の場というものを幅広く整備してきております。それからまた、實際問題としまして技術開発成果の事例紹介、あるいはその流通というふうな点についてもいろいろな施策を講じてきているところでございます。

本法におきます新分野進出等と言ひましても、個々の事業者だけで、狭い経験とそれから限られた知識で新しい分野を切り開いていくというのはなかなか難しゅうございまして、おっしゃるような異なった分野のいろいろな交流を通じて、あるいはその融合合体を通じていろいろな成果が出てくるというふう感じておりました。融合化法のこういった成果、あるいは先生御指摘の農業とか違つた産業分野のいろいろな幅広い交流、刺激を通じて本法が実効的に運用されますように考えてまいりたい、こう思つております。

○小島慶三君 ありがとうございます。

それで、三つ目のシステムという問題なんですけれども、恐らくこのリストラ法がどんどん進んでいくにつれて、そしてまた異業種の交流が進み、産業転換が進むという過程で、やはり一番問題になるのは既存のシステムであらうと思ひますのでございまして。

(委員長退席、理事斎藤哲男君着席)

例えば、私どもが終戦後に占領軍のディレクティブアンバーファイブというので独占禁止法と云つたようなものをつくらされたときに、結局最後はおまえの方に任せるといふので、今の橋本龍太郎さんのお父さんのもとで独禁法をまとめたわけでありまして。この最初のときの独禁法というのは、ほとんど向こうの司令部のジャッジ・カームという人の案の翻訳そのままでした。そのままと云つてはちよつと語弊がありますが、大部分そのままだした。日本の風土に合わないというところもいろいろあつて、後先いろいろ独禁法の改正がなされたわけでありまして、その後逐次独禁法もだんだん穴があいてまいりまして、それがほかの法律による独禁法の適用除外ということでもございました。それで、この適用除外の法律が今四十七あると云われております。

何が言いたいかと申しますと、要するにそういうふうな適用除外でガードされた業界が多ければ多いほど、中小企業が新しい自分の道を探して、そして参入しようという段になつてちよつと待てよという話になる。それは参入できないということになる。そういうことになつたのでは、せっかくのリストラ法が死んでしまふので、独占禁止法の洗ひ直しというが、そういう点につきましてもひとつ中小企業庁の方から、こういうケースがあつてうまくいかないよということをぜひおっしゃつていただくようにお願いしたいと思ひますのでございまして。

これは、最初に大臣からお答えのありました規制緩和と景気対策、あるいは中小企業対策という問題に絡んであるという問題でございまして、こういう点につきましてもこの独占禁止法の適用除外というものを一つ一つ洗つて、そしてもう不要なものもかなりあると思ふんですけれども、恐らくこういう法律的にガードされているところは一番参入が難しい壁だらうと思ひますので、この辺までぜひ手を伸ばして整理をしていただきたいというふうにお願ひ申し上げます。ひとつ大臣よろしくお願ひいたします。

○国務大臣(熊谷弘君) 委員が先ほども御指摘なすっておられましたけれども、規制緩和というものが定量的にどれぐらい経済の活性化に影響があり得るかというのとはさまざまな議論があると思うんですけれども、しかし間違いなく日本経済の現在の停滞を打開するに私は甚大な効果があると考えておるわけであります。

その中で、独禁法の問題について御指摘がございました。公正取引委員会におきましては、細川内閣発足後、独禁法の運用に当たりましては極めて厳正にかつ的確に行っていくという姿勢を示しているところでございまして、むしろ四百人のメンバーでは足りないというぐらゐの気迫に満ちておりますし、しかもこういう今摘発しているものは氷山の一角にすぎないという気持ちでやっておりますというところでございまして、その後見していますと、次々にそういう事実が明らかになってきております。

そういう中で、法には触れないけれども、むしろシステムとして適用除外になっている問題につきまして今委員から御指摘があったわけでありますが、当然のこととございまして、これは例外とせずに、これを本来継続していいのかどうかというのを、その原点に立ち戻って検討を加えていくべきだというふうに思っております。

若干私の体験で申し上げますと、独禁法の適用除外で保護していただいた業界で強くなったのは余り多くございません。私自身もかつて繊維産業について、その応援部隊としていろいろやっておったんですが、御存じのとおり繊維産業は中小企業団法に基づいていわゆるカルテルの適用除外を受けまして、そして登録制をして、他の人たちは大企業も一切入れないという守ってもらったかどうかということになったかといったら、まさに開発途上国の労働にけ散らされるという惨たんなる結果になったわけです。

しかしなお、私この間福岡へ参りまして、博多織の、しかも新商品開発をやっている方の工場まで見てまいりましたけれども、やはり知恵と技術

を持ち続けなければいかなる事態にも生き残れるというところも見てまいりまして、この繊維の場合は、団体法はことしをもって事実上はほとんどもうみずから返上されましてなくなりました。

このように、私はやっぱりもとに戻って適用除外の問題につきましては見直しをすべきだと。その中には一種肥大化したような業界もあるわけではなくして政治勢力化したような業界もあるわけとございまして、それが牢固たる力を持ち、中小企業に金を回さぬというところもございまして、そここのところは、これは委員の皆様方にもお願いでございまして、我々はみんなこのことについて選挙区に戻るとつらい立場をお訴えになられていると思うんですけれども、やはり勇気を持って、何ゆえにこういうことになっているのかということをお互いに突き詰めて、そして自由な経済をつくるというためにはどうしたらいいかということをして工夫すべき時期に来ている、こう思うわけでございます。

○小島慶三君 ありがとうございます。

今もお話にちよつと触れておられたと思うんですが、けれども、中小企業は必ずしも弱者であるとは限らないのでありまして、中小企業だから生きていけない、そういう企業も随分あるわけであります。

この間岡山へ私が参りましたときに、これも小島塾の関係で行ったんですけれども、メンバーの一人が、あれだけとにかく手とり足とりして失敗した農業という前例があるのに、なぜ中小企業についてこれだけいろいろなことをやらなきゃ生きていけないのかと、まさに生きていかせるための法律であるわけですから、そういうことを言った人があります。要するに、今確かに不況には違いないけれどもこれは伸びるチャンスである、生き残るチャンスであるということを言われた人があるわけでありまして、どうして政府はちよつと困った困ったと言われるとすぐに何でもいろんなことをやるのか、かえってそれが中小企業のバイタリティーをなくすということもあるんじゃないかということをやっていたわけでありま

す。

この人はもちろんリストラ法に反対でそういうことを言っていたわけじゃありません。その人の気持ちといえますか、これは私は非常にうれしいと思っておるわけであります。自己努力をぎりぎりまでやってというのは大変貴重だと思うんでございまして。

私の経験で申しますと、東京の小島塾に坂井さんという人がおられて、この人はおじいさんがたばこの自動化機械の、刻み機械の発明者でもあり、お父さんは理研におられたエンジニアなんです。本人もそういう技術屋さんの血が流れているんだと思うんですけれども、終戦後全く工場その他を焼かれてしまつて、そしてゼロからスタートをした。この人が、初めは例えはいろんなテレビやなんかの箱の塗装から始めたんですね。塗装から始めまして、それでどんどん仕事が増えて、大きくなる。そうすると百人限度で会社の拡大をストップしちゃうんです。ストップしてよそへ会社をつくるんですね。だから百人単位の会社とがどんどんいわば細胞分裂みたいにしてふえる。そして、あらゆる権限を百人の社長に任せてしまふ、もう人事権も行使しない、それから株主権も行使しないという非常に一風変わったグループのオーナーになつていくわけでありまして。

それが、最近では先端技術、殊にアメリカにもないような先端技術をちゃんとやっているとところもあります。だから、小さいけれども、技術レベルといえますかあるいは経営姿勢といえますか、これは大企業も及ばないようなところがあるというので、だんだん会社の数がふえまして今四十になつていくそうでありまして。これは分社制という名前前で呼んでおられて、分社制の本なんかもあるわけでありまして。この分社制を聞きつけてきてそして海外で翻訳したいというので、今十七カ国語に翻訳をされて分社制というのが読まれております。それから、もちろんそういうことで人も非常に多く訪ねてくるということで、こういうのは中小

企業と言つていいのかどうか分かりませんが、大企業を中小企業の精神でやっているとということでしょうか、分社制と言つております。海外でも今かなり有名になつておる。中国あたりでも非常にこれに関心を持って、日本が強くならしたのは中小企業だ、そのモデルはこういうところなんだというのでしょつちゅう中国に呼ばれて行つたりしております。

(理事 青柳哲男君退席、委員長着席)

それで、この間フランスの人が見えたという話で、いろんな本を読んでみたけれども、どうしてこれがうまくいくのかわからないというのでフランス人が彼のところへ訪ねてきたんです。彼の工場も見て、こんな小さいけれども素晴らしい工場があるのかというふうに関心していただけたわけです。ただ、そういう企業がバイタリティーを持てどんどんやつていくノウハウというのは何かというところのようございまして。ですから、その辺のいわばイロハというものがあつて、これがどんどん大きくなつていくんだと思うんです。

それで最後に、フランスの人が来ている話をお聞いただけども、おまえの話はよくわからぬ、何が何でも全部任せちゃうというやうなことであつたしてそれでうまくいくのか、わからぬと言つたわけなんです。そうしたら、彼がしばらく考えて、そのフランス人にこう答えたというんです。じゃ、あなたは象がグイグイモンドを見分けると思ひますか、こう言つたらフランス人がはたとひざを打つて、わかつたと言つたそうなんです。本当にわかつたのかどうかかわからないけれども、何かそういう話をしておりました。

やはり中小企業には持つて生まれた生きる力、独立心というものはあるわけなので、そういう企業はあえて余り支援の必要もないのかもしれないけれども、どちらかといへばそういう可能性のあるところに大いに支援措置を講じて、もう一歩踏み出せば何とかなる、そういう過程でつぶれてしまふ中小企業が随分あるわけでありましてから、

今みたいに廃業なんて言わないで、もう一步その前に、困難の中に踏み出させるための応援法であるというふうな形で運用していただきたい、ぜひお願いいたします。

本当にどうもきょうはありがとうございます。これで質問を終わらせていただきます。

○井上計君 法案について伺います前に、大臣にこれはお伺いしたいんですけども、あるいは私のお尋ねする内容いかによっては答ええにくいということであれば、あえてお答えはなくても結構であります。

細川内閣が誕生いたしましたして、熊谷大臣は通産大臣に御就任になりました。もと参議院におられましたし、また長い間中小企業問題については大変御熱心で御造詣が深く、私の友人でありますところの静岡県の中小企業団体中央会の会長から大臣の中小企業問題についての大変な御努力については十二分に聞いておりますから、そういう面では私どもは大変喜んでおるわけであります。ただ、そこで一つ疑問に感じておりますことは政務次官の問題であります。

従来、通産、大蔵、農水には政務次官が二人おられます。いろいろ記録を調べてみますと、昭和三十三年に国家行政組織法の一部を改正する法律ということで、政務次官を二人置くことができ、その省は大蔵省、農林省、通商産業省、この三つの省については政務次官が二人ずつとおられたわけでありまして。いろいろ記録を取り寄せてもらいました。

大蔵省は、昭和三十三年にこの設置法が改正されましたから毎回参一人ずつと就任をされておりました。先般の宮澤内閣まで参議院で政務次官に就任された方が四十四人、衆議院では四十三人、こういうことになっておるわけでありまして。

一方、通産省を調べますと、三十三年に設置法が改正されました以降、どういう理由か知りませんが、約四年ばかりは衆議院からずっと二人出ておられたが、昭和三十六年の佐藤内閣

通産大臣のころから衆参ということになりました。実は竹下元総理が政務次官でおられたときには一人だけということがありますが、その後ずっと衆参から出られて、委員長を初め、委員会の中にも通産政務次官を歴任された方が今この席でも三人おられるんですか、そのほかにもまだおられますから四人ばかり当委員会におられます。ずっとこれを調べますと、先般の宮澤内閣まで三十四人の政務次官が参議院から出ておられるわけでありまして。

ところが、今回は衆議院から二人出られて、参議院からは政務次官が誕生しませんでした。我々には従来参議院から政務次官が出ておられるということに非常に身近に感じて、何かあればやはり参議院の政務次官を通じていろんな問題のお話もしたりあるいは御協議したり、また委員会の連絡も大変スムーズにいった、こう思っておりますが、今回なぜ参議院から、特に通産は、あるいは大蔵もそうでありますけれども政務次官が出なかったのか。これは任命権者は細川総理でありますから、細川総理が参議院を軽視されたから出なかったのか、あるいは何か理由があるのか等々について大変疑問を持っているわけでありまして、(「同感です。」と呼ぶ者あり)同感だという声がありますが、その辺のことについて恐らく皆さん同様のお気持ちであろうと思っております。

これは法律問題とは関係ないようであります。これから中小企業問題、通産行政について我々が当委員会であるいろいろ審議あるいは協議する上で、やはり参議院から政務次官が出てほしいな、こういうふうな気持ちがいっぱいあります。この辺のところを大臣がどうお考えになっておるか、あるいはお答えしにくいのであればお答えは結構でありますけれども、何らかの機会に総理に参議院でそういう声があるということをぜひ申し伝えていただきたい、これはお願いと、あえて質問とは言いませんけれども、何か御意見があればお伺いしたいと思っております。

○国務大臣(熊谷弘君) 尊敬する井上委員から肺

肺をえぐるような御質問でございまして、私ども細川内閣の発足というものが御案内のような事情の中で成立いたしましたわけでございまして、七党八会派が相談を寄り寄りしながら、しかも極めて短い時間の中ですべて作業が進められたということがその最大の理由であつたと私は思っております。

私自身も参議院におりまして、その思いというのは全く諸先生と同じ気持ちでございまして。また、私自身も宮澤内閣まで何度か党のいろいろな仕事をさせていただきました。政務次官を決定する会議には何度となく立ち会いみずからその作業に関与してまいりましたので、どのような観点で内閣が構成され、その中で政務次官がどのような考え方でそれぞれ配分されていくかということについてはある程度の経験を積んでいるものでございまして。もっとも、あのころは自分がどこへ選ばれるのかというので、少し政務次官のところまでは頭がいかなかったわけでございすけれども。

委員の御指摘は、私的を射たものだと考えますので、今後細川総理を初めそれぞれ与党の指導的皆様方にも、委員の御指摘になった点につきまして私なりの形でよく伝えて、今後のそれぞれの人事の際に的確な対応措置が講ぜられるように努力をさせていただきます。

○井上計君 大変お答えにくいことであつたと思ひますが、明快にお答えいただいてありがとうございます。

調べますと、細川総理も大蔵政務次官をやっておられるんですね。全く参議院から政務次官が出て意味がないと思っておられるのか、そんなふうなことをちよつと疑いたくなるものですから、機会がありましては総理にもそれからそれぞれ与党の首脳にも、参議院でこういう声があるということとをぜひひとつお伝えいただきたい、重ねて要望しておきます。

そこで、法案について、私は時間がありませんので細かい点を省略しますが、午前の質問で倉田委員からもお話がありました、今深刻な不況の中

中で困つておる中小企業に対するカンフル的な、特効的な役割をこの法案に求めるのは無理だと、余り効果がない、これは私も同感なんです。ただ、心理的には大きな影響があるであろう。しかし、では現実にはこの法案を施行されて喜んで飛びついてくる中小企業者が果たしているであろうかと考えますと、実はいないではないかな、こういう疑問もあるわけなんです。これは長官や計画部長に御苦労願つて法案をおつくりいただいて大変恐縮ですが、そういう気がするんです。

私が、何人かの今行き詰まつておる、特に自動車関係の部品の孫請ぐらいですね、将来非常に不安を持つておる業者にとつたと聞いたら、我々はともに出る力があるやうな感じがするんです。だから、部品メーカーでも大きな大企業の部品メーカーはあるいは海外に行くでしょう。しかし、その場合に、孫請等の小さな中小の部品メーカーを抱いていこうとか連れていこうとかいう意思は全くないですね。自分たちの技術を現地で採用した従業員でつくつた企業にやらすということは考えています。国内の業者を連れていこうというふうな考え方は余りないやうです。

それからもう一つ、中小企業が海外に進出した場合に製品の販路をどうするかという問題があるんです。五十年代はかなりの中小企業が台湾とか韓国に随分進出しました。しかし、それは日本国内の市場に該当する、市場をねらつた商品で工賃の安い台湾や韓国でつくつたから実は成功したんです。ところが、そういうふうな企業は、台湾、韓国の工賃が非常に高くなりましてメリットがなくなりまして大陸に逆にまた転移した。ほとんど今失敗しているわけですよ。中小企業単独での海外への進出はなかなか難しいということとを考えると、そのことについてぜひいろいろ指導の面で御努力、御検討をお願いしたい。これは要望です。

それから、そこで関連しますけれども、新分野とは何ぞやという問題。けさも倉田委員が同じやうなことをおっしゃつておりました。現在、国内

で中小企業が新しい分野に行くといっても事実上新しい分野はないんです。自分は新しいと思ってもう既存の業種があるわけですから、そういう中で新規参入してまた競争するというふうなこと等、これは考えただけでもそうですから、なかなか新しい分野はありません。強い言葉で言えば、新しい分野、新しい技術、新しい製品を創造した場合に完全なベンチャーなんです。リスクがいっぱいなんです。せっかくできる法律でありますけれども、そういうふうなものに対して資金的な助成が得られるかというと、これは現実には無理なんです。

それからいま一つ、一社二社の中小企業単独ではできませんから、そこで特定業種が集まって特定の組合をつくる。特定の組合をつくった場合に、事業団の高度化資金の対象になるような高度化計画であっても、この法律に基づいたとすると事業団の長期の借入れはできませんね、これ七年です。それから、その辺ちょっとお伺いしたいんです。

それで、でき得ればそのような中小企業が、高度化計画を承認されて、それで協同組合等によって国内でも新分野あるいは海外でも協同組合として進出する場合には、この法律でなくて何か特別な方法で、この法律ではなくても従来の高度化計画等による事業団の長期低利あるいは長期無利子というふうなものを融資対象にするようなことをあわせて考えていただかないとなかなか実効が上からぬではなからうか。せっかくつくる法律でありますから、やはり現実には合った中小企業に対する問題点の解決になるようなそういう運用が望ましいんではなからうか、こんなふうに考えております。

お答えいただくところがあればお答えいただくとして、以上、意見と要望とあわせて申し上げておきます。

○政府委員(長田英機君) 先生が御指摘のとおり、中小企業の中の小さい方が海外に行くというのは確かなかなか難しいと思います。私どもの調査では、新分野に進出するという企業は大体四

分の一ぐらいありまして、海外に行くというのが五割ぐらいなんです。どちらかというと大きなところだろうと思います。

そこで、先生御指摘のように、いろいろそういう面でおかれております技術面とか情報面とかあるいは人材面で私どもとしては大いに後押しをしないといけないというふうな思われたいと思います。指導を相当強力にやっていかなきゃいけないと思います。

また、確かに小さいところはひとりでは行けないで、一緒になって組合を形成していくということも考えられ得ると思います。これにつきましては、現在、中小企業金融公庫とかそういう面の政府系金融機関からの融資は組合を対象にしております。御案内のとおり、金利は高いわけでございます。高度化資金に比べればまだ条件はよくない。

そこで、高度化資金なんですけれども、今の制度のもとでは、今のままでは難しいわけでございます。それでは、これからどうなるのかという点でございますが、高度化資金は、都道府県がいろいろ診断・指導したりすることによって、あるいはその後事業団とか都道府県がいろいろ指導を継続してやったというふうな形になっております。これから、こういう案件も出ていけばいろいろと考えていかなければいけないと思うのでございまして、ほかの制度とかいろいろ関係もございまして、ちょっと勉強させていただきたいというふうに思う次第でございます。

○井上計君 ぜひひとつお願いします。運用のいろいろな問題が出てくると思いますから、本当に効果があるために、せっかくの法律でありますから、若干はみ出してもそういうふうな運用についての検討、また格段の指導をぜひひとつお願いしたいと思います。

そこでもう一つ、こういうふうな新しい制度、法律ができますと、とかく中小企業が利用しようとしても申請から承認まで随分時間がかかるんです。大体このごろどうでしょう。今度の法律で特

定業種に指定される、指定された業種の業者が申請をする、実際に答えが返ってきて承認になって融資を受けるのに半年では無理でしょう。タイミングを失うおそれがある。従来皆そうなんです。

従来でも高度化計画なんかは、まず計画をつくるまでかなり準備はありますが計画をつくって、それから都道府県を通じていろいろの形で申請をして最終的に承認になるのは大体二年です。どうかすると三年かかっているでしょう。だからもうタイミングを失って、当初計画ががらり変わってきているということが随分あったわけですね。ぜひこの点も考えたいので、申請から承認までできるだけ短縮してもらいたいということも、ぜひこれからの運用の中でまた指導の中で考えたい、こう思います。

以上、要望して終わります。

○市川正一君 今、中小企業は二年以上続くかつてない深刻な不況に直面しております。この間、昨年三月の景気対策、八月の十兆七千億円の総合景気対策、それでも景気の回復が見込めないために、九三年度予算が成立して一週間もたたないうちに、ことしの四月に十三兆二千億円の総合景気対策と、三回にわたる景気対策が実施されております。その総額は二十三兆九千億円に上っております。景気回復の効果がもたらされております。通産大臣はその原因をどこにあるとお考えなんでしょうか。まずお伺いします。

○国務大臣(熊谷弘君) まず事実関係だけでございませうけれども、委員御指摘の金額というのは、過去のいわゆる緊急ということでも当初予算とは別に与えられた景気対策、この九月の対策以前にとられた対策の額であらうと思うのでございます。

中小企業対策としては、昨年から大体四兆円を超える金額の方策を決定し、実施されつつあるところでございますけれども、そういう中で今委員御指摘のように景気状況が必ずしもはかばかしくない、何ゆえかという御指摘でございます。これは先ほどの小島委員を初めとする諸先生の御質

問に私の考え方を申し上げてきたところでありますけれども、今回の不況と申しますのは、従来型の景気循環のみによって起こったものではなくて、日本経済の中長期にわたる構造問題がさらに絡んだ複合的な不況である、したがって、景気循環対策的な施策と同時に中長期的な構造改革を実施しなければならぬ状況ではないか、こう考えるわけでございます。

残念ながら、官澤内閣の政策というのは、そのタイミングや規模ということについての話は別といたしまして、中長期の構造問題に対する認識というものはなかったように思うのでございます。私も細川内閣の成立後、まさにこの構造問題、経済の改革、これは行政の改革も含めてでございますけれども、それに細川内閣の号令のもとで取り組もうということでございます。

中小企業について申し上げますと、そういう政策の一環といたしまして、いわゆる景気循環的な経済安定といいますが、経営安定対策を講じつつも、他方で、今回提出し御審議をお願いしております法案を初めとする構造改革につきましても、今後これをファーストステップといたしましていろいろ努力をしていきたいと考えているところでございます。

○市川正一君 私は結局、内需拡大と称する景気対策が大企業本位の景気対策であったという点にあるんだと言いたいです。

大臣もけさほど来いろいろ述べられ、今も大いに大見えをお切りになったとあえて言わせていただきました。八月九日の初閣議後の記者会見で、私は朝日新聞を持ってまいりましたが、三段抜きで出ておりますが「この三年間、大蔵省、経済企画庁などの診断はでたらめだった。」と批判し、通産省は入っておりませんけれども、「日本企業は談合体質そのもの。中小企業が新しいことをしようとしても難しい。なぜ、そういうことになったのか、メスを入れていくべきだ。」、こうおっしゃっています。

問題はどこにメスを入れるかということだと思

うんです。私は、細川政権が本当にメスを入れて生活者重視の円高景気対策をとるというならば、最も深刻な打撃を受けている中小企業の経営のために、国内消費の六割を占める個人消費を拡大させるためにあらゆる手段を尽くすことでなければならぬ、こう思うんです。私は、細川政権が九月十六日に緊急経済対策を打ち出され、確かに部分的改善策を講ぜられたことも承知しております。しかし、その基本になっているのはやっぱり地域開発プロジェクトの推進であり、大企業のリストラ支援であり、銀行への減税の推進など、依然として大企業中心の経済対策が進行している。

そこで、具体的に伺いたいんですが、八月末に提出された来年度の中小企業対策費の概算要求は九三年度より六十八億四千八百八十三億円、一九七〇年代後半の額にまで後退しております。各省庁の一般会計の概算要求を見ますと、前年度予算比で六・一％増になっています。なぜ中小企業対策費が三・五％の減要求になっているのか、その点をお伺いします。

○政府委員(長田英機君) 平成六年度の概算要求でございますが、まず一般会計の通産省分は、先生が御指摘になられましたように、六年度の要求額は千二百九十五億で七十億の減でございます。そのほかには実は特別会計がございまして、エネルギー関係等の特別会計が六年度要求として五十億あります。前年度より二十九億ふえております。もう一つ非常に重大なものは、商工会、商工会議所の人件費関係費を地方交付税に移したということがございまして、これが実際六年度は二百三十七億ございまして、この分がいわば中小企業対策として一般会計の中小企業対策費の中に入っているんですけれども、実質的に商工会、商工会議所に人件費として地方交付税から行っている、こういうふうにしたわけでございます。

そういうものを総計いたしますと、通産省関係は平成六年度の要求額は千五百八十二億になります。五年度の予算額が千四百六十一億でございますから、百二十一億の増ということで、パーセン

テージでは八・三％の増ということになっております。

○市川正一君 方々からかき集めてきて、それでこれだけありますと言っている見せ金みたいにしてもらっても困るんです。やっぱり骨格にある一般会計、そこではつきり勝負してほしいんです。

経過的に見ても、中小企業対策費が一般会計予算に占める比率は七九年以来ずっと減ってきておるんです。特に、不況がこういう状況になった九一年度は〇・二八％でした。九二年度は〇・二七％、九三年度は〇・二七％と減少し、ついに来年度の九四年度概算要求では〇・二四％と史上最低に落ち込んでいるんです。これは客観的事実です。私は、看板に偽りありというんでは困るんで、別会計の方まで持ち出すんじゃないに、やっぱり中小企業対策費というものを骨格である一般会計においてもっとふやすために、中小企業庁長官、ちよつと気張っていただきたいと思っておりますが、いかがですか。

○政府委員(長田英機君) 私としては、この中小企業対策費の充実に一生懸命努力しているわけでございます。ただ、見せ金と今おっしゃいましたけれども、実は、従来この中小企業対策費に入っておりまして商工会や商工会議所に対する人件費そのものが交付税の方へ移りましたものですから、それは従来どおり商工会や商工会議所に金が行っていることは事実でございますので、これは見せ金ではなくて、現実その分の金を合計してみれば初めてそれで中小企業対策費というふうになる。ただ、一般会計の予算額を見れば先生おっしゃるとおりだと思っております。先生、この辺につきましても御指摘でございますので、一生懸命努力はしていきたいと思っております。

○市川正一君 その努力の結果を注目して見ていきたいと思っておりますが、いすれにしても、この中小企業の仕事の確保などを初めとする活性化こそがまさに景気回復の大道であり本道であると私は確信いたしております。

中小企業者四十万を結集している全国商工団体連合会のアンケート、約五万数千名から回答が寄せられまして、私はそれを拝見いたしました。うち七八・四％が売り上げが減少していると。うち一〇ないし三〇％減っているというのが四六・三％、ないし五〇％減っているというのが二〇・七％、五〇％以上減っているというのが九・八％、約一割です。そういう中で不況による経営苦、生活苦から、それが原因で自殺された全商連の会員さんがこの四月から八月の五カ月間で四十六名に上るという痛ましい事実も報告されております。

先日、東京の大田区で聞いたある業者の声を紹介しますと、仕事が全くなくなって四カ月になる、バイトで働いた女房が病気で倒れた、保険を解約して食っている、年末までもつかどうか、あとは首つりだけですという悲痛な声も聞きました。

中小企業金融公庫が先日発表した景気動向調査が朝日に出ておりましたが、「中小企業の景気情勢は後退感が強まっている」、こう言っている。一九九九年の調査以来深刻な状況であると警告しております。

この暮れにかけてさらに落ち込むことが見通されるんでありますが、通産大臣にあえてお伺いをいたします。こういう小規模事業者の苦境をいかなる実感を持って認識されていらっしゃるのでしょうか。

○国務大臣(熊谷弘君) 私どもは恐らく、市川委員よりもはるかに零細中小企業の方々と接触をしていると私は確信しております。あなたよりははるかに我々の方が、零細企業の一番下のところをはいずり回りながら苦労してこの十八年間参っておりますので、あなたがやたらと人にレッテルを張りたがりますけれども、私はそういう苦労の数々というのを見てまいりました。まさにあなたがおっしゃられたような、本当に自殺した人もおります。そういう苦労の中で、しかし同時に、懸命に努力して、統制指令的経済のあの過酷なものを愛するのではなくて、自力で自発的に知恵を絞り汗を流してやってきている日本の中小企業の姿

を見てきた者でございます。そういう中で現下の経済の厳しき、これは本当に事実大変な状況にあるわけでありますけれども、同時に、それだけがだれかに責任をかぶせるのではなくて懸命に、特に私どもの浜松というところの地域というのは国に応援をしてもらって地域の経済をつくってきたのではないという非常に自負心に満ちたところでございます。これは農業もそうなんですけれども、それだけに我々はその中小企業の方々の御苦労というものをこの政治の中にやはり生かしていかなきゃならぬと。

ただ、従来のように個々の手とり足とりというよりは、もっと大きな経済の枠組みといいますが、中小企業の方々の創意や工夫や努力というものが報われるという枠組みをつくっていくかなければならないのではないかな、私は今そういうふうな感じを強く持っているわけであります。それはなぜかと申しますと、一つ一つ中小企業の方々がぶつかっていた問題が中小企業の方々の努力だけではどうにもならない、また行政的な個々の努力ではどうにもならない、もっと大きな枠組みをつくり上げていかなければならない、それが私ども細川内閣が掲げているところの経済改革の方向ではないか。

それは、中には規制緩和というものもございましょうし、あるいは内外価格差といった問題もございましょう。もちろん従来型の財政金融政策もございましょう。もっともそういった基本的な自由で公平で透明度の高い経済をつくっていくということが次代の中小企業の活路を開く最大のポイントではないかな、私はそういう感じを持っています。

○市川正一君 私が聞きしたのはそういう実態についての認識を問いたわけであって、別にどっちがよい入っているかということのコンクールやおまかせのですから。ただ、認識が非常に深刻な状況にあるということで一致することはこれはまことに結構なことだと思います。問題はじゃその実態に対する対策の問題です。

そういう立場から私は本法案について以下の質問をいたしたいのであります。

まず、法案の目的は、「近年における国際分業の進展、需要構成の変化その他の経済の多様かつ構造的な変化に適応するためにこの法律をつくる、中小業者がその構造的な変化に適応するために実施する事業を支援すること、こうなっております。しかし、今直面している中小企業の困難の根本、それは私を言わしめれば、大企業が急激な円高の進行を契機として積極的に促進している海外生産の増強、逆輸入の増加、部品生産の内製化などを前提におくわけでありまして。まさに大臣の言葉をかりればこの大ものところにこそメスを入れなければならぬ、そうしなければ結局後追いにどまって本当に中小企業の経営を守ることができないのではないかと、私はこう思うんですが、その点いかがでしょうか。

○国務大臣(熊谷弘君) もともとこれは、現在の経済の環境の中で大企業を問わず中小企業を問わずどのように生き抜いていくかと、市場経済という枠組みの中で、しかも現実には経常収支赤字がこれだけ積み重なりまして国際摩擦という中に日本経済が置かれているわけでございます。そういう中で日本だけが一方的に何もかもつくり、しかも輸出するのは勝手にさせてもらい、しかも我々は豊かに暮らしていると言ったって、これは相手がそうさせてくれないわけでありまして、そこには国際的なルールがあり市場経済というもの、原則が成り立つわけでございます。そういう中で大企業もまた生き抜くためにさまざまな苦勞をいたしているわけでありまして。

今のお話で逆輸入がいかにぬということになるならば、まさに今度は、もし今市川委員がおっしゃったとおり論議をアメリカもやり、中国もやり、東南アジアもやるということになったら一体世界はどうなるかということになるわけでございます。そこには一定の、どうしても世界は自由であり自由な貿易が行われなければならない、投資もまた自由に行われなければならないという原則が成り立つといたしますと、大企業であろうと中小企業であろうとそこに命令をして何かをするとか、統制をして何とかするということはなかなかできないわけでございます。

そして、大企業もまた大勢の労働者の方々によって成り立っているわけでありまして、生き抜くためにさまざまな工夫をせざるを得ない、その一つとして海外進出をすることにもなるだろう、私は、これはまず一つ認めなければならぬ現実だろうと思うのであります。

しかしながら、その場合にどのようにして日本の経済が空洞化したりあるいは雇用問題が起これたりということを防ぐのか、それからまた、委員御指摘のように中小企業の方々にとつてもどのように活路を開くのかということを政策として私は展開をすべきなのではないだろうか。具体的にはもう再三申し上げているとおりであります。

が、マクロの政策、ミクロの政策、さらにセミマクロの政策、三位一体で我々はそれをやり抜いていくと考えているところでございます。

○市川正一君 私は、現実の日本経済が直面している問題に即して問題提起をしているつもりなんです。じゃ、今日の日本の異常な円高、さらにまた異常な貿易不均衡、その原因は一体何なのか。それは我が国の側の要因として言えることは、例えば自動車、電機などに見られる一部巨大企業の劣悪な労働条件及び下請中小企業いじめ、これをベースにした異常な輸出ドライブじゃないでしょうか。これは客観的な事実です。そして、それをも放置するならば、産業空洞化を招いて中小企業や地域経済を崩壊させることになるという、私どもは八五年円高当時から声を大にして警告してきた、そういう結果が今日のいわば深刻なまでに複合的不況の事態を生んでいる。しかも、急激な円高が最近一層深まる中で大企業が国内生産を大幅に縮小して、国内産業を空洞化させて海外に出ていくこととしている。これもまた事実なんです。私は、大企業は社会的責任を果たせということ

であつて、それを敵視するつもりはさらさらありません。こういう大企業の海外進出を野放しで無条件に放置したままで中小企業対策を講じてても矛盾はますます深まるばかりです。どうしてもここで、大企業の生産拠点の海外移転についてはこういう不況の時期の間はせめて凍結するというような措置をとるべきではないかと思うんですが、この点いかがでしょうか。

○国務大臣(熊谷弘君) ただいまのお話は、社会主義経済を信奉される市川委員ならばこれは論理的に成り立つわけでございますが、我々は本来的に経済活動というものは自由な、透明度の高い、競争性の高い市場活動によって行われるべきものだ。

自由化したものを、これはどういう形にせよ法的に禁止をするということなのか。それとも、今おっしゃられる議論をすれば、俗にいわれる行政指導で、もし言うことを聞かなければありとあらゆるいたずらをするからという畏怖心を与えて相手に断念させるというやり方をするのか。現実に行行政指導というのはそういう側面があるわけでありまして。ここで明確に断ると後何されるかわからない、官庁というのは敵に回すとひどい目に遭う、我々はそのいう社会をもう今後やめていこう、もっと自由度の、透明度の高い社会に変えていこう、これが細川内閣の考え方でございます。

私は、そういうやり方ではなくてもっと正当な、海外に大企業が全部全部行かなくてもいいようなマクロの政策を講ずるとか、あるいは大企業の場合にも新分野に転出するような方法を考えていくとか、さらにはいわゆる円高差益の還元も含めて内外価格差を是正して、円高ではあるけれどもしかしコストダウンも図れてある程度踏みとどまっていって国内でも頑張れるとか、技術開発を進めて同じ物だけれども安くいい物を国内でつくられるようにするとか、そういうような市場経済の原理原則にのっとった対応策を講じて、ねらいは我が国の経済が空洞化せず中小企業もまた活躍できるような経済をつくっていききたい、こう考えているところでございます。

○市川正一君 考えていらっしゃるの自由なだけでなくそれはなっていないんです。私がここに持ってきたのは九二年の通商白書なんです。が、この中でも多国籍企業の利益と国民の利益とが一致しなくなっているというふうな指摘しています。現実にはそういう矛盾と破綻が広がっているんです。この問題に私は目を背けることはできぬと思うんです。

特に、最近の海外進出は、以前の輸出代替のためばかりじゃなしに逆輸入を直接的にすることなどに見られるように日本国内の生産に影響を与えております。産業の空洞化を促進させております。そのことを是認されるならば別ですよ。今、大臣はそのことをできるだけ緩和していくという意味のことをおっしゃった。

去年成立した中小企業集積法で指定を受けております新潟県の燕の洋食器の産地を調べてみますと、地元の中メーカ、海外進出、中国などへの委託加工による逆輸入で三次、四次の零細業者の仕事が激減しております。また、精密機械の企業が集積しております長野県の諏訪工業団地を見ても、二十七社のうち三社がメーカへの要請で海外生産を開始しております。

ある製作所は、仕事の半分を占める部品を、マレーシアにその生産を移す親企業メーカから海外に行かないならよそにやらせる、こう言われて海外進出を準備しておられるけれども、結局親企業は単価を抑えてくるし、そうすると国内の他の単価も下げられる、見返りは望めないというふうな訴えっておりますが、この製作所の下請は六十八社あるんですね。海外進出で仕事が半減すれば下請への影響ははかり知れない。つまり、地域の分業体制の崩壊につながるというんですよ。

私も本委員会が、先日群馬に調査に参りました。資本金九千万、従業員七十人のあるしっかりした金属工場であります。その代表者に斎藤文夫委員が質問いたしました。リストラのことも説明

して、海外に行かれるお気持ちはありますかと。そうすると、たちどころにそれどころではありませんというふうに回答が返ってきました。

ですから、法案では確かに新分野進出のほかに海外の地域における事業の開始を支援することに努めておられますけれども、大企業等の大手メーカーの要請で産地の中堅メーカーや一次下請などの海外進出、これを推進させることにはいまだ一方的に利用される。その結果、二次以降の下請の仕事がなくなら、解雇などの雇用不安、地域経済、国内産業の空洞化の促進につながるおそれがあるが、今私述べました燕やあるいは諏訪、こういうことに見られるように現実に起こらないという保証はない。その点をどういうふう防止していくのか、どう対策をとられるのかということをお伺いしたい。

○政府委員(長田英機君) 大臣からお答え申し上げておきますように、自由主義経済でございまして、いろいろな中小企業を取り巻く関係の企業からなかなか厳しい経済的な条件、そういう立場に中小企業が立つことは現実に直面している問題でございまして。それはやはり円高を契機としたこの不況を契機としたりして構造的な問題だと受けとめられると思います。

そういう状況でどういうふうにして中小企業が生き残るかということを考えてみた場合に、その一つのオプションとして、選択肢として海外に行くということもあるんだらうと思います。すなわち、国内で新しい商品の生産をすることもあると思いますし、あるいは新しい事業を始めるということもあると思いますし、あるいは海外に行くんだということもあると思います。これはすなわち中小企業が活路を求めていくという一つの選択肢でございまして、それを強制しているわけでもございませぬし、むしろそういうものとして受け取っていただきたいと思うわけでございまして。

また、現実には海外に中小企業が行きます場合にはいろいろなデータをとって見ますと、大体本社をこっに残して、こちらの生産を縮小するという

のは極めて少ない状況なんでございます。そうしますと、中小企業は活路を求めて海外へ行って、そしてその経営を安定させ、そして国内におきましてもまた新たな分野の事業に取り組む、そういうようなことが出来るようになるわけでございまして、私もそういうようなイメージでこの対策を考えておりますので、ぜひそのところを御理解いただきたいと思っております。

○市川正一君 私が述べているのは社会主義経済でも何でもありません。言うならば経済の民主主義です。だから、大企業あるいは巨大経営の横暴を許すんじゃないに、中小企業や零細企業も企業として成り立つように必要な援助をやっていく、そういう立場がなければ今のこの社会は、経済は成り立たぬですよ。だから、そういう立場で言う、今述べたような事態に對してどういうふうな手を打つかというところは私は聞いてたんであつて、何も自由主義経済、社会主義経済のお説教を聞くつもりじゃありません。

しかし、時間がないので先に進みますが、先日、私は東京の大田の地域を調べてまいりましたが、ここでもアイ・ビー・エムやビクターなどの海外移転でその一次下請の仕事が減ってしまった、去年九百万円であつた仕事が全然なくなつた、こういうふうに言っております。親会社が中国に工場をつくり、プラスチック成形の仕事が十分の一減つた、こういうことも聞いてまいりました。こういう下請業者、中小企業の八割を占める小規模事業者は今回の法律を本当に利用できるのかどうかという心配に駆られておられるわけですね。

そこでお願いしたいのは、法案の支援対象とする特定業種、特定中小企業者については政令で定めることになっておりますが、こういう不況で苦しむ小規模事業者も利用できるよう幅広く指定されることと思ふんですが、確認をさせていただきます。

○政府委員(村田成二君) 特定中小企業者につきましては、二種類のグループで指定をいたしたいと考えておるわけでございまして。

その場合に、一つのグループは、生産額あるいは売上高が過去の一定時期に比べまして一〇%以上減少、こういう要件でいきたいと思つておりますが、一〇%以上減少というのは今のこの不景気下では相当程度の、特に規模の小さい事業者はほとんど全部と言つても過言ではないと思ひますがカバーされるレベルでございまして。

それからまた、第二のグループは、そこまで生産額等が減少してありませんでも、五%から一〇%程度の減少でありまして、一定以上の下請比率あるいは輸出比率の企業につきましては対象をいたしたいと思つております。その場合に下請比率につきましては二〇%ぐらいをめぐるといたしておりますが、この二〇%というラインはこれまで小規模事業者にとりましては相当程度カバーできる、ほとんど全部カバーできるに等しいラインであると考へております。

以上、要は先生御指摘の規模の小さい事業者につきましては、むしろカバーレージが大きくなる方向での指定の仕方になるというふうに考へております。

○市川正一君 わかりました。

そこで、引き続き伺ひますが、特定中小企業者が新分野進出等の計画を策定する場合に、この新分野の範囲が狭くなればほとんど利用できない、この不況下で新たな分野を開拓することもまた非常に困難であります。とすれば、例えば産業分類の四けたでの業種が変わる場合、これははっきりわかるんですが、同じ業種の中であつても取引先の変更や製品の仕様書の変更、あるいは機能や性能が従来と何らかの変更があれば適用されるところと思ふんですが、そう確認してよろしうございませうか。

○政府委員(村田成二君) 四けた分類で分類を超えて移る場合はさておきまして、今御指摘の用途その他性能等々の点でございまして、私どもの考え方としては、例えば販路だけがかわるとか用途だけがかわるとかいうのは、まだなかなかそこまで広げるというのは非常に難しいというふう

うに考へております。

具体的には、やはり製品に至るまでのプロセス、これは大きな要素としては原材料と生産加工工程というのがあるわけでございまして、そのいずれかが変化することと、それから実際問題として生産される製品が用途、販路、機能、性能、これはいずれかでも結構だと思ひますが、従来と異なるというこの二つの大きな要件を満たしていただければ対象と心得るというふうに考へておりまして、こういった観点でまいりますと、かなりの中小企業の皆さんの創意工夫というのは拾えるんではないかというふうに考へておる次第でございまして。

○市川正一君 わかりました。

続いてお伺ひしたいのは、新分野進出等の計画が承認されて受けられる支援は、法案にありまうように、事業費補助費、設備近代化貸付金の償還期間の延長、低利融資制度、信用保証制度による別枠融資などの優遇措置、さらに設備に対する特別償却などの税制の優遇等々となっております。特に、既存の設備近代化貸付金の償還期間の三年の延長などは、かねて我が党も要求していたことであり、前進面として率直に評価いたします。

しかし、もう一つ、大企業やメーカーの要請で購入した機械設備のリース、借入金返済の問題が残っております。この資金の手当てがなければ新分野への設備投資を実施したくてもできない、せっかくのこういう優遇措置も生きてこない。こういう実情に對しては低利融資制度で運転資金を対象にすべきではないかと思ふんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(村田成二君) 九月に策定いたしました緊急経済対策における中小企業対策は、大まかに分けて二つの柱で成り立っているわけでございまして。一つは現下の不況に緊急的に対応する経営安定対策と、それからもう一つの柱が今御審議いただいておりますこういった新分野進出等の中小企業者の創意工夫努力を支援するシステム、この

二つの柱で成り立っているわけでございます。今委員御指摘の当面の低利のいろいろな運転資金、返済資金を含めましての資金の融通につきまして、むしろ第一の柱の当面の経営安定対策の方で累次にわたって講じてきたところでもあり、また先般の九月十六日の対策でもさらなる要件の緩和等の改善を図ったところでございます。

本法案におきまして、あるいは本法案に関連いたします支援措置の中で御指摘のような支援措置を講ずるといふことは、むしろこの法案の対象事業者に限定することとかなえませんか、むしろ一般的に苦境にある中小企業者に対してまして措置を講ずるといふ意味で、当面の経営安定対策の方で講ずる方が適切かということでは先般の対策を講じたところでございます。

○市川正一君 実態をいろいろ調べてみると、運転資金について融資が受けられないということになりますと、既存の設備についての返済を抱えたままでは新分野への進出は非常に困難なんですね。結局利用できるのは一部に限られることになりかねない。

長官御存じのとおり、前回の円高時に特定地域法を実施しましたが、そのときに経営安定貸付融資制度で運転資金についても措置いたしました。その結果、一万一千以上の利用者があったわけですね。今回の法案に対して業者が一番失望しているというか、また逆に言えば期待しているのはまさにその点であり、この運転資金の問題について非常に要望が強いということを、私はここで時間も参りましたので強く要請します。制度としては差別、選別はないとおっしゃいますけれども、メニューをたくさん中小企業は持っておりますがそれを実施したくてもできない現実にあるということとを指摘して、この点はひとつ引き続き検討をお願いしたいというふうに思います。

次に、不況対策の柱である経営安定対策の金融問題であります。

先ほど小島委員も触れられましたが、最近、民間金融機関に融資の申し込みに行くと既存融資の

返済を逆に迫られる例が少なくありません。政策融資である体質強化資金を活用した融資を都道府県等に申し込むと、中小企業庁の昨年十二月の通達に基づいて融資が受けられない。

この通達の問題については、本年五月十三日の本委員会で行った中小企業庁長官とのやりとりをもうここで繰り返したいと思いますが、しかしその中身の、業況の回復、発展が見込まれるものという、景気がいつ回復するかといったようなことを個々の業者に求めるということはこれは非現実的であります。五月の本委員会でも閣長官から「私どもとしては基本的に果の自主的な判断というものを尊重する」ということで運用させていただいているわけです。こういう答弁がありました。が、そういう立場で実情に即した弾力的な運用がなされているということでは私は再確認いたしておきたいと思っております。いかがでしょうか。

○政府委員(長田英機君) 先生御質問の点は緊急経営支援貸付制度の運用でございますが、たしか私の前任者のときにいろいろな議論がございまして、これは現在でも、中小企業が貸付要件に該当するか否かについての具体的事例の判断については、制度の趣旨にかんがみまして個々の中小企業者の実情に応じ都道府県等が自主的に判断を行うように指導しております。

なお、先生の御指摘の厳しいという点の表現のところと関連いたしますけれども、私どもとしては、融資の際に困難度の高い中小企業者を優先するような指導もあわせて行っております。

○市川正一君 最後になってまいりましたが、実は昨年の十二月九日に本委員会ではトヨタ、松下、クボタの下請けじめの実態について追及いたしました。その手口は、VAとかVEと称する価値分析で年二回恒常的に単価の切り下げを下請に押しつけております。

その後の調査でも自動車、電機関係ではすべてのところで実施されており、先ほど申しました先日の本委員会の行った群馬の調査でも、前橋の自動車部品の業者が年二回単価切り下げを強要され

ているという切実な訴えがありました。しかも、単価の切り下げに際してはよそへ回す、海外から調達すると言われて結局親企業の指し値で受注しなければならぬ状況になっていることも、同じくここに参加された同僚議員もまた村田計画部長もその場におられて聞かれたと思うんです。親企業が、今までつくっていた部品をアメリカでつくらせこれを日本に逆輸入する。加えて、ポルトで言えば十円の単価だったのをアメリカ並みの六円でやれ、切り下げる。仕事は取り上げていく。そういう血の出るような訴えを実際に中曽根委員長を初め私も聞いてまいりました。

相次ぐコストダウンを強要されてきた下請はもはや余力はありません。しかも、最近の異常円高で十月に入ってから部品価格の切り下げが強要されております。こういう実態について通産省は調査なさっているのか、またどう対応されているのか、あるいはまた下請代金法に違反するものについてきちんと言告、勧告、企業名の公表を実施すべきだ、件数だけではなくに内容も公開すべきであるという諸点について、私が実際に群馬で見聞した実例、本委員会の調査の結果に基づいて以上三点について質問をして終わりたいと思っております。

○政府委員(長田英機君) 親企業と下請企業の関係でございますが、私どもは定期的に調査をして下請代金支払遅延等防止法の違反がないかどうかということとを調べております。しかしながら、先生御指摘のような経済の今のいろいろな実態にかんがみまして、九月十六日の経済対策において特別な緊急調査を実施しようということを決めました。約一万の企業を対象といたしまして緊急の調査表を既に十一月二日に発送済みでございます。その結果を十二月初旬にも取りまとめ、違反の事実があればこれを改善するように所要の措置を講じてまいりたいと思っております。

それから、もう一点の代金法に基づく調査結果が公表されていないんじゃないかということでございますが、実は従来政府刊行物を出すときにそれ

を載せておりまして、別に隠しておくものでもございませぬから必要に応じてお渡しすることもできますし、……

○市川正一君 件数だけでなくに中身も。

○政府委員(長田英機君) 中身も、今即答できませんけれども、別に隠しておく性格のものじゃないと思っております。どこまで公表できるか検討してみたいと思っております。

○市川正一君 終わります。

○野間起君 野間と申します。本日の最後の質疑というところでありますが、各委員よりある質疑がなされておるわけでありますが、私は視点を交えて、ひとつよろしくお願いを申し上げます。

私は四国の愛媛県今治市の出身の者でございます。ここは造船、海運、繊維、タオル、そういった中小企業の集積をされたところであるわけであります。今日の不況の真つただ中に立たされておるというようない地域ではないかと思っております。従来の不況は、なべ底景気から始まりまして、大体循環的な不況でありまして十二月、一年前後で景気の回復の見通しが立つておったと私は考えております。しかしながら、今回の不況は、お話しのとおり構造的な要因が大きくなってきておりますから、もう二年半、三十カ月になんなんとする、しかも見通しが立たない情勢であるということとでありまして、景気が整いせんから身動きができません、そういういたしますと海運業者が悪い、海運が悪ければ造船の関連の仕事がなかなか思うようにいきません。

特に、私の地元の地域はタオルの生産地でありまして、全国の生産高の約六〇%を生産しております。今日の高額な消費低迷、また円高によりまして発展途上国の輸入、そういったものに直撃をされておるというようない地域でございます。そういったことで、高額な機械を抱えておりますし、対応しようにもできないというようない零細業者もたくさんおられるわけですが、こう

いうふうな大変厳しい経営状態を、通産省御当局におきましては実勢をどのようにお感じになられておるかということをお尋ねいたしたいと思っております。

先ほどからお話に出ておりますように、三十六年間不況カルテルで登録制をしいてきていただきまして織機も、十月の末に二年繰り上げまして撤廃ということになりました。これらも心理的なマインスマネジメントとして地域には非常に大きなものが残されておるわけでございますので、そういうふうなものも含めまして、現在の情勢をどのようにつかまえておられるか、ひとつお尋ねをいたしたいと思っております。

○政府委員(土居征夫君) 今般の構造不況につきましては、特に繊維産業の場合は、この直前のパブル期といえますが好況期に、高級品の志向というところでいろいろと産地が新しい努力をいたしまして設備投資をして対応を図った直後でございましたので、今度の構造不況の中で特に消費者の消費態様が変つてまいりまして、どちらかというに従来の高級品志向から急激に今価格志向が低価格品に移つてきたというようことから、結果的に従来の構造改善対策、各企業の対応が逆に出た形にもなつておりました、非常に厳しい状況にございます。

特に、今治のタオル業界はタオル業界の中でも付加価値の高い先ざらしの製品ということで、いわば高級品をつくつております。そういう意味でも、非常に深刻な影響を与えておるというふうに考えております。

○野間君 そういうふうなものを踏まえておつたわけですが、八九年に通産省の繊維ビジョンが実は提言をされたのであります。その提言は、ファッション化の推進、情報化、技術開発への対応等々積極的に取り組んでいく実需対応型供給体制の構築というようなこと、また生活文化提案型産業への脱皮という新しい考え方が実施をされたわけでありまして、八九年に提言をなされて今日の情勢であり

ますから、非常に大きな波をかぶつたこの八九年の繊維ビジョンであつたと思うわけでありまして、この実施状況が今日どういうふうなことになるか、お尋ねをいたしたいと思つております。

○政府委員(土居征夫君) 今御指摘がございました八九年の新繊維ビジョン、それを受けまして繊維工業構造改善臨時措置法が平成元年に改正延長されましたわけでございますが、そこでビジョンを受けて内需の変化に迅速かつ的確に対応できる実需対応型の供給体制の構築を推進しているところでございます。

この法律に基づきまして、現在構造改善事業としましては、ローマ字で恐縮でございますがLPU、リンケージ・プロダクション・ユニットという構造改善事業を実施しておるわけでございまして、現在四十四グループ三百一社、それから九件の構造改善の円滑化計画、これを承認いたしまして、資金面、税制面での支援を行っているところでございます。

今治地区におきましては、タオルメーカーを中心といたしまして、この構造改善グループが五グループ承認を受けまして、現在構造改善に取り組んでいるところでございます。

一方、先生おっしゃいました生活文化提案型産業ということで、繊維産業のファッション化対策を進めているわけでございますけれども、平成二年に財団法人日本ファッション協会を設立、さらに平成四年には財団法人ファッション産業人材育成機構というものを設立しまして、ファッションに關します各種のイベント、人材育成事業を実施しておるところでございます。さらに、平成二年からは、石川、今治、大阪の順に繊維リソースセンターを整備いたしまして、このビジョンの趣旨に沿つた対策を進めているところでございます。

○野間君 このような提言を全面的に受け入れたものであつたわけでありまして、業界はこれに総意をかけ、すべてをかけて繊維リソースセンターをやるということに相なつたわけでございま

す。第三セクターでこれを設立をいたしました。このことによつて東京一極集中を排して情報発信機能を強化する、地域活性化の起爆剤として地方からの情報を発信することで地方の活性化を図っていくというようなことでやつてきたわけでございますが、そのリソースセンターの目的は一体どういふものであつたのか、通産省の立場でこゝでいまい度お尋ねをいたしたいと思つております。

○政府委員(土居征夫君) 繊維リソースセンターの目的といひますのは、今御紹介いたしましたような前回のビジョンの中で示されておりました、繊維産業の需要のファッション化への対応、これを急速に推し進めるという観点から、産地を中心といたしまして繊維産業の商品企画機能、これを強化していく、さらには繊維産地の情報発信機能を強化を図っていく、こういったことがビジョンでうたわれていたわけでございまして、

これを受けまして、政府としては繊維工業構造改善臨時措置法を改正いたしまして、新たにこのリソースセンターのための規定を置いております。法律上は繊維工業高度化促進施設ということにしておりますけれども、そこで書いてありますこのセンターの目的につきましては四点ございまして、情報収集事業、調査研究事業、人材育成事業、展示交流事業等の繊維産業の高度化を促進するための事業を総合的に行うことを目的とするというふうな規定されてございます。

○野間君 そういうことであつたらうと思つておりますが、産地の業界の将来をかけたこの中核施設としての繊維リソースセンターでありまして、その運営が実際になかなかのことになつておると私は考えます。

それは、情報を商品化をしていこう、こういうことに私は非常に無理があつたのではなからうかというふうな気がいたしております。情報を運営収益の柱とする、そういうふうな構想から始まつたわけでありまして、こういうふうな声がたくさん地元では出ておりますが、通産省としてはどのようにお感じになられておるか、お尋ねをいたし

たいと思つております。

○政府委員(土居征夫君) この繊維リソースセンター構想につきましては、先ほど申しましたように繊維産地の商品企画機能あるいは情報発信機能の強化のための基盤整備を図るということのためのものでございまして、まず施設建設費について非常に初期投資がかかります。そういう意味で、どのリソースセンターにつきましても、短期的には収益は余り期待できないということで、中長期的に採算をとつていくという方針になっております。

例えば、今治のリソースセンターにおきましても、事業をいたしましてはタオルサンプルの収集とかあるいはタオルフェスティバルの開催などの新商品開発、あるいは需要開拓事業につきましても、成果を上げておるところでございますけれども、まだ黒字転換はなつておりません。今治の当初の収支計画でも黒字転換は開業後七年以降ということになつております。累積欠損につきましては十四年以降ということになつております。

そういうことで、確かに先生がおっしゃいますように情報の商品化で収益をというところではございまいけれども、政府といたしまして、こういういわばインフラ整備といった観点もございまして、収益性については第三セクターにしまして、産業基盤整備基金からの出資とかNITの無利子融資という形で公的な支援を大幅に導入いたしまして、そういった収益の厳しさに對する政府の支援を行っているところでございます。したがつて、資金問題につきましても中長期的にその解決を図っていくことが可能ではないかというふうに考えております。

ただ、先生から先ほど来御指摘がありましたようにこれは第三セクター方式でやつております。したがつて、国の資金で支援している面と同時に民間セクターがいろいろ資金面とか利用面で支えているところもございまして、この民間セクターが最近の構造不況で非常に厳しい状況にあるということがリソースセンターの経営面にも影響を与え

ているという事は事実だというふうに判断しております。

○野間起君 私の地元、そしてあと二府県で同じようなソーセスセンターを建設いたしておるわけでありまして、みんな先ほどからお話しのとおり運営上の問題を抱えておると私は思っております。これらをどのように指導していかれるのか、今後の対策、そういったものを重ねてお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(土居征夫君) これまで開業いたしておりますのは、今お話がありました今治、大阪及び石川の三センターでございます。その事業実績といたしましては、情報収集あるいは提供事業、人材育成事業など積極的な活用が図られておりまして、産地活性化の中核拠点施設としての位置づけということが明確になっているわけでございます。

これは、ことしの六月に新しい新繊維ビジョン中間報告が出まして、それに基づきまして来年度から次の構造改善対策のステップを踏み出すというところで、予算要求、法律改正の準備をいたしているところでございます。そこでは、やはりビジョンにありますように、産地のクリエーションというのが非常に大きな政策の柱になっております。そういった意味で、繊維リソースセンターにつきましては産地の中核機関としての活動を一層活発化していかなくないということから、来年度予算におきまして中小企業施策等の活用も含めて支援措置を検討しているところでございます。

○野間起君 存立そのものが危ぶまれておるといような状況であると私は考えておりますので、今後ひとつよろしく御指導のほどをお願い申し上げます。

一方、業界を取り巻いております環境は、先ほど申し上げましたようなことが重なっておりますのでございまして、特に今日の円高でありますから、海外からの輸入攻勢が大変厳しいものがあります。それに呼応いたしまして、地元のタオル産業

も中国またベトナム、タイ、そういったところに進出を決めたしまして、既に昨年来生産がそろそろ始まりつつある、こういうふうな状況であります。

糸の染めから仕上げまで一貫生産の工場でありまして、今日の日本の賃金の二十分の一から三十分の一ぐらいの状況ではなからうかというふうなことであるわけでございますので、安い豊富な労働力をフル活用して生産を上げておる。で上がった物は日本、アメリカ、東南アジアへと輸出を展開しつつある、こういうふうな状況であるわけでございます。海外進出をいたしております企業はまあまあ大手の連中であるわけでありまして、先ほどからお話しのとおり中小零細業者が全く取り残されてしまうというふうな状況になっております。海外進出組が国内の産地を圧迫する、また一方御多分に漏れず空洞化の問題が生じてきつつある、こういうふうな情勢であります。

産地、業界を今後とも活性化していかなくやならぬと同時に、無秩序な輸入がまた並行してやってくるわけでございます。原産国表示の徹底を今後どのようにしていくのか、またMFAの問題をどういうふうな考えでいくのか、たくさん問題があるうちは私は思うわけでございます。こういった問題につきまして、現時点の通産省のお考えがございましたらお尋ねをいたしたいと思います。

○政府委員(土居征夫君) 繊維産業の実態につきましては、先ほど御説明しましたような消費の減退あるいは消費者の消費態様の変化という非常に大きな構造の変化が繊維産業に大きな影響を与えております。同時に円高、これが繊維産業の場合には御承知のように輸出一に對して輸入二という入超産業でございます。輸出の減少あるいは輸入の増加という形でダブルで効いてまいりまして、いわばトリプルパンチの状況で極めて深刻な事態になっております。

その中で、海外展開を行う大企業、中小企業もございすけれども、一方で国内に何とか構造改善をやりながら残っていかなくやれないという

繊維産業もございまして、こういった国内に残る繊維産業に對しましては、先ほど御説明いたしておりますように来年度予算あるいは来年度からスタートしようというところであります。新しい新繊維ビジョンに基づきます構造改善対策、この中で基本的な対策を講じていくことを準備中でございます。

今御指摘がありました輸入問題についての二点でございますが、第一点の原産地表示の問題につきましては、現在、具体的には日本タオル工業組合連合会でございますけれども、タオル業界におきまして、不当景品類及び不当表示防止法に基づきます公正競争規約を締結いたしまして、我が国の業界の中で原産国等の表示を徹底するということとが業界の中で検討されておるとい状況でございます。これを現在見守りながら必要な指導等を行っていきたいというふうに考えております。

二番目のMFAの問題につきましては、これも本年六月の繊維工業審議会総合部会、産業構造審議会繊維部会の合同会議で策定されました新ビジョンで、発動によって得られます効果とそれによって生ずる問題の度合いを比較考量して、種々の支援策の実効が期待できない場合の手段というふうに位置づけしております。現在繊維工業審議会の中に設置いたしました通商問題小委員会において、業界の実態や展望を踏まえながらMFAのあり方を検討しているところでございます。

○野間起君 繊維ビジョンを実行するために、設備の登録制度を先ほどお話しのとおり廃止をなされたわけでありまして、これにかわる環境整備策、そういうふうなことを私は考えておるわけでございます。早急にそういうふうな対策を講じていたしたいと思います。早急にかどうか、その方策などがございますことをお尋ねをいたしたいと思います。

○政府委員(土居征夫君) 平成三年の末に設備登録制度の廃止の方針が決定されました。その際に、その対応策といたしまして、構造改善あるいは事業転換に積極的に取り組む事業者に対しては融

資制度が創設されております。具体的には中小繊維工業活性化特別貸付制度及び中小繊維工業事業転換等特別貸付制度でございますが、これに基づきまして必要な低利融資を行っているところでございます。

これとあわせまして、産地組合が行います構造改善指導事業への支援を強化してきているところでございます。具体的には、特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法に基づきまして、いわゆる繊維産地につきましてもその後対策の強化を図ってきているところでございます。さらに、先ほど御説明いたしておりますように今回の答申に基づきまして、国内の構造改善対策を産地につきましても法改正、延長あるいは予算の拡充によりまして強化していきたいというふうに考えているところでございます。

○野間起君 続きまして、経済企画庁にお尋ねをいたします。

経企庁の経済見通しは、関係他省庁、民間機関等の調整を含めてどのように作成しておりますのか、まずお尋ねをいたしたいと思います。

○政府委員(小林博君) ただいま先生お尋ねの点でございますけれども、経済見通しにつきましては、毎年度の予算編成に合わせまして、経済見通しと経済運営の基本的態度という形で策定しております。

この策定に先立ちましては、当然のことでございますけれども、当年度の経済情勢あるいは翌年度の経済を取り巻く諸情勢を踏まえまして、翌年度に政府がとるべき経済運営の基本的態度と、それからそうした経済運営のもとで実現を見込むことのできる望ましい経済の姿をお示ししようとするものでございます。

策定に先立ちましては、当然のことでございますけれども経済企画庁で原案をつくりまして、これをたたき台にいたしまして関係各省庁間で十分な議論を行い、また民間の有識者の意見なども折衝承りつつ、最終的に政府全体として取りまとめを行っているものでございます。

○野間起君 けさ方からの御質問にも倉田先生初め出ておったのでありますが、景気は底割れをしたという見方が広がっておりますが、今日なおかたくなに、経企庁におかれましては六月下旬に当時の船田元長官が言われました景気底入れ宣言を撤回されませんか。各界から、底入れ宣言は経企庁の判断の大きなミスでなかったかという批判もかなり集中をしておると思うのでございますが、このことについての御見解をお尋ねいたします。

○政府委員(土志田征一君) 御指摘のとおり、六月の月例経済報告を閣僚会議で御報告いたしました際に、当時の船田長官からおおむね景気は底入れしたのではないかとというような御発言があったわけでございます。これは当時、例えば在庫調整がほぼ一巡したのではないかと、あるいは企業の業況判断が下げどまったのではないかと、マネーサプライが増加に転じた、あるいは株価も当時は二万四円台を回復した、こういったような状況を踏まえまして、その時点ではこれ以上悪くならない段階まで達したのではないかとというような判断をお示ししたわけでございます。

しかし、その後、この点は御承知のとおりでございますけれども冷夏、長雨の影響、あるいはさらに急激に進みました円高の進行というようなことで、厳しい情勢が続いているわけでございます。この点については、例月、月例経済報告におきまして判断を順次そのときどきの情勢に合わせて変更してきているところでございます。

○野間起君 続きまして、これもお話に今出ておったのでございますが、平成四年度の経済見通しによりますと平成三年十二月三・一二、そして一年経過をいたしまして平成四年十二月に一・六という下方修正をなされまして、そして実質〇・八という惨たんたる状況であったわけでございます。

平成五年度の実質GNP成長率についても、政府は平成四年度十二月の段階で三・三の見通しを出されたままでありまして、今日四一六月期の速報を見る限り、この数字は果たして本当に達成が

できるのかどうかというぎりぎりのところに来ておると私は思うのでございますが、いかがなものか、重ねてこのことについてお尋ねをいたしたいと思ひます。

○政府委員(小林博君) 委員お尋ねの点でございますけれども、四一六月期の数字が年率で二％のマイナスということが出たわけでございまして、非常に厳しい結果というふうに受けとめております。五年度の成長率自身、政府が今年一月に決めたものは三・三という数字でございまして、大変かけ離れておるようにお感じだと思ひますけれども、いましばらくいたしますと七一九月期のQEの数字が出てまいりまして、そこで判断ができるという状況になるものというふうに考えておりました。その段階で見通しの改定というのもも考えてまいりたいというふうに考えている次第でございます。

○野間起君 先般、日銀の三重野総裁が記者会見において、金融機関の融資の姿勢について談話を述べておられますが、民間金融機関の慎重な貸し出しが景気回復の足を抑える一因になっておると述べられております。今年度下期の景気の回復はまたすれ込む可能性が非常に強いという見方を示されたものであると感じました。

また、今月の五日に発表されました中小企業金融公庫の七一九の中小企業の動向調査を拝見いたしますと、売り上げについてのことであったわけでございますが、その指数が三六・三という数値でありまして、これは五十九年に調査が始まって以来数値が過去最低というようなことであります。

また、先月末ぐらいの経企庁の景気動向指数その他の発表によりまして、かなり厳しいものがあるかというわけでございまして、経済企画庁といたしましてこのように先行きの見えにくい状態、現状をどのように判断をなされ、分析をなされ、また今後どのように推移していくものか、経済見通しについてお示しをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(久保田真苗君) 先生おっしゃいますとおり、日銀総裁の御発言それから景気動向指数等を見ますと、本当に個人消費、設備投資がずっと低迷しておりまして、企業の収益、雇用情勢も依然厳しいわけでございまして、景気の現状は、回復への動きが先送りされているという厳しい情勢でございます。私も同様に思ひましては、先ほど底割れといったような言葉もございしましたが、まだその底割れというような状況になっていないというふうに判断してはおりません。

経済見通しにつきましては、先ほど申し上げましたように七一九を待つて、これは大きいいろいろな数字が寄りかかっている数字でございまして、そこを訂正は禁物でございまして、その上でさせていたいただきたいと思ひ、また月例報告によりまして、その月の月の景気がどうなっているかという判断は、おのずからこれからの確にお示ししていくという努力をいたしたいと思っております。もちろん、この四月、九月にいたしました追加経済対策の効果が本格的に出てくるのはこれからでございますので、私も精いっぱい努力をいたしまして、早くにこの景気によい兆候が出てくるというようにするために頑張っていくつもりでおります。

○野間起君 七一九の経済指標というのは、大体いつごろ出てまいりますか。

○国務大臣(久保田真苗君) 十二月に入つてすぐ出ると思ひます。

○野間起君 円高についてお尋ねをいたします。円・ドル相場は、ことしの二月初旬に円が急騰、急伸をいたしました。八月十七日に東京市場で瞬間ベース百円四十銭を記録いたしました。最近若干ドルが値を戻しておるわけですが、依然として円高の基調であることは変わりがございます。

そこで、現在の円レートは、実体経済からいまして高過ぎると私は率直に感じております。どのような御認識か、お尋ねをいたしたいと思ひます。また、関連をいたしまして、今回の急激な円高

は、輸出に依存をした産業だけではなく、すそ野の広い産業を通じて直接輸出を行わない産業にまで苦境に陥れておる、現在の景気にさらなる悪影響を多大に与えておると私は思っております。一日も早い適正水準化が必要と考えておりますが、どのような円高は正策を考えておるのか、あわせて経企庁長官にお尋ねをいたしたいと思ひます。

○政府委員(小林博君) 委員御指摘のとおり、本年の八月中旬には百円台ということで、百円に迫る水準になったわけでございまして、現在では百円台あるいは百八円台というところまで推移しておるわけでございます。

御案内のとおり、円高には輸入価格が低下するというようなことでメリットもございしますが、御指摘のとおり急激な円高は輸出企業の円建ての手取りを減少させ企業収益を圧迫するというようなこと、それからそれら輸出関連企業の業況を通じて国内の一般企業にもマイナスの側面が波及するということもございします。基本的に経営者のマインドにも大きく響く面があるわけでございます。

しかしながら、この為替レートにつきましては、現在の国際経済社会におきましては、各国それぞれ経済のファンダメンタルズを反映して安定的に推移するものというところに目標を置いておるわけでございまして、人為的にあるいは政府が一定の水準を示すというところは適当でないということになっておるわけでございます。円高の是正策といはしましては、遠い道のりのように見えるかもしれませんが、基本的には内需中心の経済運営を徹底していくことに尽きるというふうな考えでございます。

○野間起君 為替レートの適正水準ということも各業界、各方面から聞かれるわけであります。私は、率直に実体経済から申しまして、今日では百二十円ぐらいが適正なところではなかろうかと感じておるわけでありますが、通産大臣はそのことをどのようにお感じになられておりますか、ひとつ

お尋ねをいたしたいと思ひます。

○国務大臣(熊谷弘君) 委員が御指摘のとおり、円高は若干小底状態でございますけれども、この為替レートの水準が果たしてファンダメンタルズを反映した適切なものかどうかということになるわけでございまして、これはなかなか難しい問題であります。

個人的に幾らがいいかというのはなかなか判断がつかないところでございますけれども、現在の水準が日本経済のファンダメンタルズを反映した適切なものとは到底言えない、過大評価されていると私は思います。購買力平価で見ますと一ドル二百円ではないかという議論もございまして、そういう意味で、我々はこの円高の是正というものをやはり政策の方向として考えていかなければならないと思ひます。

問題は、ただこれだけの為替レートになった、水準になったという基本的な背景をいたしまして、日本の経常収支黒字の累積、それも何か最近起こったかのように時々言う人がいますが、そうじゃなくて一貫してこのところふえ続けてきたわけでございまして。しかも、国際会議で歴代のリーダーが国際的にもこうします、ああしますと約束をしたのが全部裏切られてきた、こういう背景があるわけであります。現在の円高のよって起こったのは、いまだに昨年の政府経済見通しというものがやっぱり決定的なものであった、それが考へても、あの当時私は自民党におりましたけれども、こんなばかんなことをしたら大変なことになるぞといって政調会でみんなで議論したわけでございまして。したがって、あのときのみんなの議論が極めて健全な判断であったと今思ひ起こしておるわけでございまして。

したがって、我々の政策の方向というものは、まず為替レートそのものよりも、この経常収支黒字の是正という方向に向けていかにか明確な政策方針を明らかにし、一つ一つの政策判断を下していくかということが重要であろうと考えているところでございます。

○野間起君 尋ねをいたしてまいりましたが、このような経済状況の中で中小企業の置かれております立場は非常に厳しいのであります。そこで、中小企業の景気対策の全容とその他の本法案の位置づけ、そういったものにつきまして伺いをしておきたいと思ひます。

○政府委員(長田英機君) 景気対策への位置づけでございますが、景気対策は昨年の八月、本年の四月に議せられまして、さらにまた本年の九月十六日に経済対策が決められたわけでございまして。その経済対策の中で、この法案を臨時国会に提出させていただきますというところを決めたわけでございまして。

その九月の中小企業関係景気対策の柱としましては、まず緊急の経営安定を図る、このために、運転資金の特別貸付制度の枠を拡大したり要件を緩和したり、あるいは緊急経営支援貸し付けの枠を拡大したり要件を緩和したりして、とにかく倒産するのを防ぐということが第一の点でございます。

それから、それに並ぶものとして、現在この不況下でいろいろな構造的な問題が生じてきておりましてそれに直面しておりますが、その構造的な問題に直面している中小企業がどうやって活路を見つけていくかということについて対策を講じておるわけでございまして、両方相まちまして今回の経済対策を形成しているわけでございまして。

○野間起君 不況の長期化であるわけであります。中小企業者が直面をいたしております経営環境はもう極めて厳しいものであります。このリストラ法だけでこの事態が打開できるものではない、私はこのように考へておりますが、大臣にその辺につきまして伺いをいたしたいと思ひます。

○国務大臣(熊谷弘君) 私も委員御指摘のとおりだと思います。もとより、リストラ法案は中小企業のこれからの構造転換の中で生き抜いていく一つの大きな柱

ではございますけれども、まず第一に、全体としての内需拡大政策がなされなければ、転換能力を生かすといつても現実には摩擦だけが起るわけでございまして、適切なマクロ経済運営というのがまず一番大事だろうと思ひます。第二に、さばりながら新しい財政金融だけではやはり切りきれないわけでございまして、やはり新しいチャンスを生かす、新しい機会をつくり出す、いろいろな障害を取り除くという意味での規制緩和あるいは内外価格差の是正といったミクロの政策が必要だろうと思ひます。

加えて、中小企業というよりは産業全体としてあるべき産業構造の姿、またかわっていく分野の確定といひますか、新しいビジョンの提示、そのためのさまざまな政策を用意する、こういったマクロ、ミクロ、そしてセミマクロでも言うような政策を用意いたしまして、そういう中で全体としてスムーズに新しい分野に展開できるような環境をつくっていくかなければならない。繰り返すようにございまして、中小企業分野の政策として非常に大事な柱ではございまして、これだけです。すぐ全部が終わるというわけにはいかない、こう考へておるところであります。

○野間起君 最後の質問にさせていただきますが、現在の景気状況、中小企業の抱える問題は先ほど来お話しのとおり極めて多く、厳しいものであります。このような時期でありますだけに、今回のリストラ法は中小企業の活性化を推進すべき大事なものであると私も考へております。そのことでも、この法案はまさに当を得たものであると考へております。

しかし、大切なことは、この法律をどう運用するのか、またどのような指導をしていくのかということにもかかってくると思ひます。中小企業のサイドに立った適切な運用と指導を強くお願い申し上げ、最後に大臣より、この法律の運用に当たっての意気込みまた心構え、そういったものについて伺いをいたしまして、最後にいたしたいと思ひます。

○国務大臣(熊谷弘君) まさに委員御指摘のとおり、仏つくつて魂入れずでは単なる法律になりません。私も、運用こそがこの法案の目指す道を生かす、運用を適切に行うということが大事だろうと思ひます。とりわけ、中小企業でございまして、東京にいて絵をかくているのと違ひまして現場ではさまざまな問題が出てまいります。まして、都道府県、市町村の各団体とのまた遠隔操作ということになってまいりますので、よほど腰を据えた取り組みをしていかなければならないと考へておるところでございます。

加えて、現下の極めて変化の激しい厳しい状況の中での施策でございます。先ほど来各委員からも御指摘がありましたように、その状況変化を取り入れながら弾力的に機動的に運用を図ってまいり所存でございます。

○委員長(中曾根弘文君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法案に賛成の方の挙手を願ひます。

(賛成者挙手)

○委員長(中曾根弘文君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

省掛哲男君から発言を求められておりますので、これを許します。省掛君。

○省掛哲男君 私は、ただいま可決されました特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法案に対し、自由民主党、日本社会党、護国民主連合、公明党、国民会議、日本新党・民主改革連合、民社党、スポーツ・国民連合及び日本共産党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。案文を朗読いたします。

特定中小企業者の新分野進出等による経済的構造の変化への適応の円滑化に関する臨時措置法案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 特定業種の指定については、社会・経済事情の変化に的確に対応しつつ、適切かつ迅速に行うこと。

二 新分野進出又は事業開始に係る法の運用に当たっては、既に当該分野で事業を行っている中小企業者との競争を不必要に激化させ、これら中小企業者に困難を強いることのないよう留意すること。

三 海外における事業の開始又は拡大に係る法の運用に当たっては、国内の関連事業者による影響を及ぼすことがないよう留意するとともに、関連事業者の事業の振興についても配慮すること。

四 新分野進出等計画の承認に当たっては、「新たな事業の分野への進出」を幅広く取り上げる等中小企業者の努力を積極的に支援するよう配慮すること。

五 中小企業者の新分野進出等に関する便宜に資するため、新分野進出等に関する情報の積極的な提供に努めること。

六 新分野進出等に当たっては、雇用の安定に配慮するよう指導を行うとともに、雇用安定施策の積極的活用を図ること。

七 中小企業者の置かれている厳しい経営環境にかんがみ、中小企業者の経営基盤安定のための施策の一層の充実・強化に努めること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(中曾根弘文君) ただいま番掛君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(中曾根弘文君) 全会一致と認めます。

よって、番掛君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、熊谷通商産業大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。熊谷通商産業大臣。

○国務大臣(熊谷弘君) ただいま御決議のありました附帯決議につきましては、その趣旨を尊重して、本法案の適切な実施に努めてまいります。

○委員長(中曾根弘文君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中曾根弘文君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十五分散会

十一月五日日本委員会に左の案件が付託された。

一、ガス事業法令等の改正反対、LPガス業界の発展に関する請願(第二五六号)

一、景気回復のための施策に関する請願(第二六三三号)

一、ガス事業法令等の改正反対、LPガス業界の発展に関する請願(第二二六六号)(第二九九号)

第二五六号 平成五年十月二十二日受理

ガス事業法令等の改正反対、LPガス業界の発展に関する請願(一通)

請願者 和歌山県海草郡下津町方七一八 田中忠 外九千四百八名

紹介議員 前田 勲男君

この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

第二二六六号 平成五年十月二十五日受理

ガス事業法令等の改正反対、LPガス業界の発展に関する請願

請願者 神奈川県横須賀市森崎一ノ一八ノ二四 益子健一 外二千四百十四名

紹介議員 斎藤 文夫君

この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

第二六三三号 平成五年十月二十五日受理

景気回復のための施策に関する請願

請願者 岡山市内山下二ノ四ノ六 小林毅

紹介議員 一井 淳治君

我が国の景気は、急激な円高と冷夏の影響を加え、回復の兆しを見いだせないまま、一段と厳しさを増している。事態をこのまま放置すれば、我が国経済のみならず、国民の雇用と生活に更に深刻な影響を及ぼすこととなる。ついては、このような情勢に対処し、景気の回復と国民の雇用と生活を守るため、減税対策を始めとして規制の緩和、円高差益の還元、生活者の視点に立った社会資本の整備など内需拡大を中心とした緊急かつ総合的な景気対策を実行されたい。

第二九九号 平成五年十月二十八日受理

ガス事業法令等の改正反対、LPガス業界の発展に関する請願

請願者 横浜市長区中山町一、〇〇七ノ二 相原久男 外二千五百四十六名

紹介議員 斎藤 文夫君

この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

第二二六六号 平成五年十月二十五日受理

ガス事業法令等の改正反対、LPガス業界の発展に関する請願

請願者 神奈川県横須賀市森崎一ノ一八ノ二四 益子健一 外二千四百十四名

紹介議員 斎藤 文夫君

この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

平成五年十一月十八日印刷

平成五年十一月十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

P